

平成27年第2回

# 甲佐町議会 6月定例会会議録

平成27年6月12日～平成27年6月15日

熊本県甲佐町議会

## 平成27年第2回甲佐町議会（定例会）目次

### ○6月12日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 議席の一部変更について	5
日程第2 会議録署名議員の指名について	5
日程第3 会期の決定について	5
日程第4 議長の諸般の報告について	6
日程第5 町長の提案理由の説明について	6
日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	8
日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて	10
日程第8 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて	11
日程第9 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	12
日程第10 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	17
日程第11 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	25
日程第12 報告第1号 平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	29
日程第13 議案第25号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	30
日程第14 議案第26号 甲佐町上水道給水条例の一部改正について	32
日程第15 議案第27号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）	34
日程第16 議案第28号 平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）	41
散会	43

### ○6月15日（第2号）

応招議員	44
不応招議員	44
出席議員	44
欠席議員	44
本会議に職務のために出席した者の職氏名	44

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
開議	46
日程第1 一般質問	46
4番 宮本修治議員	46
2番 佐野安春議員	56
3番 荒田 博議員	69
12番 中村幸男議員	83
9番 本郷昭宣議員	96
日程第2 議員派遣について	105
日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	105
日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	105
日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	106
閉会	107

6月12日（金曜日）

平成27年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成27年6月12日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 6月12日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 6月12日 午後1時02分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	田上 洋子	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	福島 明広
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	鳴瀬 美善	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	田上 洋子

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査委員	本田 進		

1. 開会 6月12日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 宮本修治 5番 福田謙二

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 議席の一部変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 議長の諸般の報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

日程第8 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて

日程第9 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第12 報告第1号 平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13 議案第25号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第26号 甲佐町上水道給水条例の一部改正について

日程第15 議案第27号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第28号 平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成27年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

会議を開きます前にお諮りいたします。

繰り上げ当選となられました西坂議員並びに4月に人事異動となられた執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、異議がないようでございますので、ただいまから自己紹介をお願いしたいと思います。

では西坂和洋議員、お願いします。自席で結構です。自席のほうから立って。

**○6番（西坂和洋君）** 皆さん、おはようございます。私もこのたび縁あって、また、甲佐町町会議員に議席を置くことができました。今後ともよろしく願いいたしておきます。

**○議長（緒方哲哉君）** どうもありがとうございました。

引き続き、異動となられた執行部の自己紹介をお願いいたします。教育長から順次お願いいたします。

**○教育長（蔵田勇治君）** おはようございます。4月1日から本町教育長を拝命いたしました蔵田勇治でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○会計管理者兼会計課長（田上洋子君）** おはようございます。会計管理者、会計課長の田上と申します。よろしく申し上げます。

**○税務課長（北畑公孝君）** おはようございます。4月1日の人事異動で税務課長になりました北畑公孝です。よろしく申し上げます。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** おはようございます。4月1日付で環境衛生課長を拝命しました橋本良一と申します。よろしく申し上げます。

**○福祉課長（北野 太君）** おはようございます。福祉課長の北野太と申します。よろしく願いいたします。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** おはようございます。総合保健福祉センター所長、井上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上をもって自己紹介を終わらせていただきます。

続きまして、昨日の大雨の状況について執行部から説明を行いたい旨の申し出がっております。これを許します。

くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** おはようございます。それでは、昨日の大雨の被害状況などについて御報告いたします。

昨日は午前9時17分に甲佐町全域に避難勧告を発令いたしました。それに伴いまして、

11カ所の避難所を開設しております。4つの小学校、それと甲佐中学校、鮎緑、ろくじ館、町民センター、それと竜野、乙女、白旗、それぞれの福祉ふれあいセンターでございます。17時15分から5カ所に縮小しております。鮎緑、町民センター、そして3つの福祉ふれあいセンターでございます。

避難者数でございますけれども、延べでいいますと12世帯の16人でございます。縮小後は鮎緑で2世帯の二人ということになっております。

避難勧告の解除につきましては、県の土砂災害警戒情報の解除を受けまして、午後8時50分に解除をしております。それに伴いまして、鮎緑におられましたお二方も自宅に帰れましたので、午後9時に避難所を閉鎖しておるところでございます。

次に、被害状況について御報告します。まず1つ目が床下浸水の家屋でございますけれども、5世帯の22名でございます。その浸水の状況でございますけれども、山水による浸水が3世帯でございます。場所は上早川と西寒野でございます。

次には、立神川の溢水によります床下浸水が2世帯。これはいずれも中横田でございます。

次に、道路河川等の災害について簡単に御説明したいと思います。

まず、町道の災害でございますけれども、法面崩土が7カ所、路肩決壊が1カ所、土砂堆積が1カ所、倒木が4カ所となっております。このうち現在も通行止めとなっております路線について報告します。町道松ノ尾千才丸線、法面崩土でございますけれども、これが一つと、町道の浅井鹿里線、これは土砂堆積でございます。それと町道の向坂線、倒木です。それと町道広瀬線、これも倒木でございます。それとこれは町道ではございませんけれども、東寒野の里道は法面崩土と倒木で通行止め、以上5カ所が現在通行止めでございますけれども、本日中に復旧するというところでございます。

次に、河川災害でございますけれども、内田川、安平川、南谷川、いずれも護岸決壊でございました。しかし、長さが約3メートル、高さが約2メートルの小規模の護岸決壊でございます。

次に、県道の災害でございますけれども、県道稲生野甲佐線及び県道三本松甲佐線で冠水や法面崩土、路肩決壊等が発生しております。このうち、現在も通行止めとなっております路線は県道三本松甲佐線でございます。美里側のほうの法面が崩土して、現在通行止めでございます。この復旧についてはまだ確認しておりません。

以上のような災害でございましたけれども、今回の雨では至るところで道路冠水、皆さんお気づきと思いますが、道路冠水や法面の崩壊、あるいはがけ崩れ等がございましたけれども、いずれも小規模でございまして、また人的な被害もなかったということでございます。最後でございますけれども、今度の雨に際しましては、町の消防団の方々が、早朝から松尾団長以下、献身的に活動していただきました。大変御苦勞をかけたと思っております。

以上で、簡単ではございますけれども、御報告を終わりたいと思います。失礼しました。

**○議長（緒方哲哉君）** ありがとうございます。



これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 議席の一部変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回新たに当選された西坂和洋議員の議席に関連し、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議長において指定いたします。議席はただいま着席のとおり指定いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番、宮本修治議員、5番、福田謙二議員を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは御報告を申し上げます。

さきの定例会において付託を受けておりました平成27年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より御報告を申し上げます。

去る6月2日に議会運営委員会を開催し、執行部のほうから町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交えまして、執行部から提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日6月12日から15日までの4日間と決定をさせていただきました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、人事案件、それから承認案件、報告案件、条例案件、それに平成27年度甲佐町一般会計補正予算及び水道事業会計補正予算について、13日及び14日は議案調査のため休会、それから15日は一般質問、その他議会提出案件について審議、以上のとおり議会運営委員会では決定をいたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございました。会期の日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日6月12日から15日までの4日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて、承認第1号から第3号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号、平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費明許計算書の報告について、議案第25号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、議案第26号、甲佐町上水道給水条例の一部改正について、議案第27号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、議案第28号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

#### 日程第4 議長の諸般の報告について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略しますが、2ページをお開きください。

山内勲議員の辞職許可までの経緯について記載しております。議員各位御存じのとおり、3月13日に逮捕、家宅捜査が行われております。4月17日付で辞職願が20日に議会事務局に郵送で届きました。地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日付で辞職許可をいたしました。

続きましては、西坂和洋議員が所属する常任委員会につきましては、甲佐町議会委員会条例第5条第4項ただし書きの規定により、総務文教常任委員会への所属といたしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の提案理由の説明について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は諮問案件1件、同意案件2件、承認案件3件、報告案件1件、条例の一部改正案件2件、補正予算案件2件の合わせて11件でございます。

以下、各議案について、順次御説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員の豊永康法氏が平成27年9月30日で任期満了となるため、同氏を再任いただけるよう人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、現監査委員の本田進氏が平成27年7月7日で任期満了となるため、同氏を監査委員に再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、現評価員、井芹雅洋氏の辞職願に伴い、北畑公孝氏を任命したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、承認第1号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

この専決処分は平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）であります。この補正予算は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億1,533万8,000円といたしております。今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金などの額の決定及び町債の借入額の確定による補正を行っております。

歳出におきましては、定住促進住宅施設整備基金などへの積み立てや子育て支援のためのプレミアムつき商品券助成事業委託料、各事業の国庫支出金及び地方債の確定に伴う財源内訳の変更などを行っております。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

この専決処分は地方税法等の改正により、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、平成27年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第3号、専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

この専決処分は、地方税法等の改正に伴い、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、平成27年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、報告第1号、平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

この報告は、平成26年度甲佐町一般会計予算において、年度内に執行できないものについて繰越明許費として設定したものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

款2、総務費の住宅開発行為等支援事業ほか10事業で総額4億3,072万2,000円でございます。

次に、議案第25号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正につ

いて御説明申し上げます。

本件は、消防団員の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、御議決をお願いするものであります。

次に、議案第26号、甲佐町上水道給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、水道事業基本計画に基づく計画給水区域の見直しに伴い、本条例を改正する必要が生じたので、御議決をお願いするものであります。

次に、議案第27号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,792万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,847万8,000円といたしております。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

総務費では水道事業会計繰出金に4,045万円を、民生費では竜野福祉ふれあいセンター太陽光発電施設設置工事に2,465万円を、農林水産業費では農業研修センター太陽光発電施設設置工事に2,520万円を追加しております。

土木費では、町営住宅長寿命化修繕工事から町営住宅移転補償金に128万4,000円の組み替えを行っております。

教育費では、甲佐中学校改築事業竣工式委託料に50万円を追加しております。

歳入では、繰入金に財政調整基金繰入金72万円、諸収入に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金9,720万円を追加しております。

次に、議案第28号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、資本的収入及び支出にそれぞれ4,045万円を追加し、資本的収入を2億8,045万1,000円、資本的支出を3億4,449万5,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額6,404万4,000円は当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

収入では、繰入金として一般会計繰入金4,045万円を計上しております。支出では建設改良費の新設改良工事費を追加しております。

以上、今期定例会に提案をいたしております各議案について御説明を申し上げましたが、各議案の審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） それでは、諮問第1号について御説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■。氏名、豊永康法。生年月日、■■■■日。

平成27年6月12日提出。町長名です。

提案理由は省略させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長の推薦理由を求めます。

町長。

○町長（奥名克美君） それでは、推薦の理由について御説明を申し上げます。

今回、候補者となっておられます豊永康法氏につきましては、県庁職員として地域住民のために長年奉職をされました。この間広く社会の実情に通じ、人権問題に精通する機会も多く、人権意識も高い上、幅広い知識と豊富な経験をお持ちであります。また、平成24年10月1日より人権擁護委員として、1期3年を誠心誠意任務を全うされておられます。地域はもちろん、熊本人権擁護委員協議会の役員もされており、まさに人権擁護委員として求められる活発な活動ができる適任者として推薦をした次第であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

○12番（中村幸男君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、ただいま町長の推薦理由のとおりでございまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本諮問について適任と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本諮問については適任とすることに決定いたしました。

---

**日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第7、同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、同意第3号について御説明を申し上げます。

同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■。氏名、本田進。■■■■■■日生まれ。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

提案理由は、現委員本田進氏が平成27年7月7日で任期満了となるためでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 識見を有する者の中から選任する監査委員について御説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任の現委員であります本田進氏が平成27年7月7日で任期満了となりますので、再任のためこの議案を提出するものであります。監査委員として御提案いたしております本田氏につきましては、平成23年7月から4年間監査委員としてその職責を全うしてこられ、本町の財務及び経営に関する事務事業の監査に御貢献をいただいているところであります。このように本田氏は行政に対する関心も深く、豊富な経験と卓越した識見は監査委員として適任であると判断し選任をしたいので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か……。しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 9番。同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについての件でございますが、本田進氏は今町長が説明されましたように現監査委員でございます。監査事務を適切に処理されて職務遂行に頑張っておられますし、監査委員として十分役目を果たされて現在に至っておられます。今後はこの経験を生かして監査の役目を十分果たされる方と見て、確信いたしまして、この選任同意につきましては、賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、同意3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することと決定いたしました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

---

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第8 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第8、同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 同意第4号について御説明を申し上げます。

同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■。氏名、北畑公孝。■■■■■■■■日生まれ。

平成27年6月12日に提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、現評価委員の井芹雅洋氏の辞職願に伴う後任者の選任を行うためでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長の選任理由を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについてを議題としまして、これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについては、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第9 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第9、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 承認第1号について御説明を申し上げます。



承認第1号、専決処分報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成27年3月31日、町長名でございます。

記。1、平成26年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）。

次の次のページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,533万8,000円にしております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、繰越明許費の変更は第2表、繰越明許費補正によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正によります。

平成27年3月31日。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款2、地方譲与税から1,097万7,000円を減額し、5,702万4,000円としております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。

款3、利子割交付金に9万8,000円を追加し、119万8,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金に333万2,000円を追加し、433万2,000円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金に412万5,000円を追加し、432万5,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、ゴルフ場利用税交付金に130万2,000円を追加し、1,130万2,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7、地方消費税交付金に524万2,000円を追加し、1億2,324万2,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款8、自動車取得税交付金に7万9,000円を追加し、507万9,000円としております。1の自動車取得税交付金です。

款10、地方交付税に2,500万円を追加し、21億2,326万9,000円としております。1の地方交付税です。

款11、交通安全対策特別交付金に16万3,000円を追加し、116万3,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款14、国庫支出金から269万5,000円を減額し、12億2,765万9,000円としております。2の国庫補助金です。

款15、県支出金に43万8,000円を追加し、4億8,136万6,000円としております。2の県補助金です。

款16、財産収入に520万5,000円を追加し、6,073万5,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

次のページをお願いいたします。

款17、寄附金に3万円を追加し、147万円としております。1の寄附金です。

款21、町債から2,920万円を減額し、7億143万7,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額64億1,319万6,000円に214万2,000円を追加し、64億1,533万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に523万5,000円を追加し、8億4,312万9,000円としております。1の総務管理費です。

款3、民生費に43万8,000円を追加し、18億1,373万6,000円としております。2の児童福祉費です。

款7、土木費、款8、消防費、款9、教育費につきましては、いずれも財源内訳変更のための補正額は0でございます。

款7、土木費は1の土木管理費、2の道路橋梁費です。

款8、消防費は1の消防費です。

款9、教育費は2の小学校費、3の中学校費です。

款13、予備費から353万1,000円を減額し、646万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額64億1,319万6,000円に214万2,000円を追加し、64億1,533万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1、変更です。

款3、民生費、項2、児童福祉費、事業名が子育て支援のためのプレミアムつき商品券商品券助成事業で、金額が92万円に43万8,000円を追加し、補正後の金額が135万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1、変更です。

起債の目的、過疎対策事業、補正前の限度額4億7,380万円から2,900万円を減額して、補正後の限度額を4億4,480万円としております。

次に、起債の目的、全国防災事業、補正前の限度額6,100万円から20万円を減額して、補正後の限度額を6,180万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願ひいたします。

何か質疑ありませんか。

本予算全部についてお願ひいたします。

7番宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 寄附金のことについてお尋ねをいたします。12ページに指定寄附金ということで挙がっていますが、どういうことに指定されたのか、どういう名目といますか、それをお聞きしたいんですけど。

**○議長（緒方哲哉君）** いいですか。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** こちらについては、3万円の御寄附をいただいております。子ども育成の関係する事業について御寄附をいただいております。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** わかりました。それはそれでいいんですけども。最近といいますか、ここ数年の寄附金の現状はどうなっておるかということと、今おっしゃったような指定寄附金の内容はどうなってるか、ちょっとわかる範囲でお聞かせ願ひませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 指定寄附につきましては、ふるさと納税寄附金という形で御寄附をいただいております。平成20年度から現在まで多くの方々に御寄附をいただいております。ちなみに、過去3年ほど申し上げますと、平成24年度が169万円、25年度が47万5,000円、26年度が69万円、それぞれ御寄附をいただいております。それぞれ寄附の指定の内容につきましては、ちなみに26年度で申し上げますと、ふるさとの景観保全につきまして2件8万円、それと安全安心なまちづくりのために3件8万5,000円、子ども育成につきまして4件の23万円、それと指定なしが10件29万5,000円ということで、合計19件の69万円の御寄附をいただいております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 内容はわかりました。ただ、いろいろ、今寄附をいただいたら、町から何かお礼とかそういうこと、「こうさんもん」か何かやっていたように記憶していただけますけれども、そういうことをやっておられるのかということと、今後、寄附のあり方といますか、そういうことをどういうふうと考えておられるのか、このままの状況でいかれるのか。というのが、全国には非常にそういうところで多額の寄附をいただいで、それ

に見合うだけの企画をされる場所もあつてますので、我が町としても少しそういうところに視線を向けたらどうかという思いで質問させていただいておりますので、何かお考えがあれば、その辺をお聞かせ願えませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** ふるさと納税につきましてのお礼の品ということでございますけれども、現在のところ3万円以上の御寄附をいただいた方につきましては、送料込みで5,000円相当の品という形で、具体的に申し上げますと木村のあられとか、そう川そうめんとか、鮎の甘露煮といったお礼の品をお送りしておるところでございます。また、5,000円以上の御寄附をいただいた方には、希望される場合は甲佐広報を1年間お送りしておるといった状況でございます。

今後のこのふるさと納税につきましての取り組み方ということでございますけれども、例えば、お礼の品あたりについては、もう少し「こうさんもん」のPRあたりも兼ねたところでお礼の品の中に含まれる方法はないかとか、そういったところでお礼の品の種類をもう少し増やしたりと、地元の特産品あたりでもう少し寄附をいただいた方に選択をいただけるような方法もできないかといったところで、関係課あたりと、また関係団体あたりと今後協議をしながら進めていきたいというところで考えておるところでございます。

ただ、これにつきましては、ちょっと全国各地でお礼の品が過剰になりつつあるといったところもございますものですから、国のほうからその辺は多少控えていただきたいというような文書の通知も来ておるところでございますので、その辺を考えながら、適切な範囲内でお礼の品をとということで考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** すいません、今、総務課長のほうがお答えしたところでございますけれども、私、産業振興課長として説明を少しさせていただきます。

今ふるさと納税のお話が出ましたけれども、返礼品ということで、この件につきましては、町の平成26年の重点事業ということで、産業振興課も含めて検討してまいりました。町の重点的な事業ですよということで協議をしました。その中で先ほど「こうさんもん」の認定品ということで話も出ましたので、現在26年度末において9品目が甲佐町の認定品ということになっております。その中に特に甲佐町のニラを使った商品が4品目ほど認定を受けております。それと先ほど出ました鮎の甘露煮とかあります。この辺につきましては、今後、寄附をされたときに、なかなかタイムリー的にその品物が常時そろわないような場合もございますので、その辺については、青空市場運営委員会のほうで戦略的な通信販売というか、カタログを制作をして、一番新鮮な時期に二、三品目のカタログの中から選択して、一番旬のものをおつなぎできたらということで考えております。追加ですけど、説明させていただきました。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認について、これにつきましては、先ほどからプレミアム商品券のこととかありますけれども、主に財源内訳の変更というようなことで、補正が組まれたものと思っております。これに何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。11時10分から始めます。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第10 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

平成27年6月12日提出。町長名です。

次をお願いいたします。

専決処分書になります。

専第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成27年3月31日。町長名です。

記。1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

理由といたしましては、地方税法及び関連します施行令規則の一部改正が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるため専決処分を行ったものです。

それでは、次をお願いいたします。

ここからが改正条例の本文になります。本文につきましては、これを読み上げますとかなりの時間を要しますので、一部を読ませていただき、主な内容につきましては、事前にお配りしております説明資料により御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、条例の本文になります。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下省略させていただきます。

申しわけございません。5枚めくっていただきまして、6枚目になります。6枚目、よろしいでしょうか。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正になります。

第2条、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。この改正につきましては、平成26年甲佐町条例第7号の一部改正となります。

次に、申しわけございません、下段のほうに附則と書いてあります。附則の内容につきましては、次のページをお願いいたします。

7枚目になります。

施行期日。第1条、この条例は平成27年4月1日から施行する。ただし各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

まず、第1号です。第1号につきましては公布の日となっております。公布の日が平成27年3月7日です。第1号につきましては、軽自動車税、二輪小型特殊に係る改正税率の適用日の改正が行われております、その分になります。

第2号。第2号につきましては、平成28年1月1日施行になります。

この分につきましては、国外転出時の所得割の計算所得税の申告になります。

第3号。平成28年4月1日施行になります。この分につきましては、町税の納税義務者、減免申請、たばこ税に係る部分の施行日になります。

第4号。第4号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日となっております。この規定の施行の日は平成28年1月1日となっております。この分につきましては、俗にいいま

す番号法の改正部分に当たります。

続きまして、以下につきましては、第2条から第7条までにつきましては、経過措置になります。

それでは、事前にお配りしております資料によって内容の説明をさせていただきます。

事前にお配りしております資料につきまして、まず資料1、甲佐町税条例新旧対照表になります。これにつきましては、左の欄が改正前、右が改正後となっております。内容につきましては、資料2、平成27年度地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨2で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。

1、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に伴う改正です。これに関しましては、町税条例の関係する条項号に個人番号、法人番号等の規定の整備を行っております。

2、法人住民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う改正です。町条例といたしましては、第31条均等割の税率です。現行では資本金等の額となっております。改正後につきましては、資本金等の額に無償増減資、増資減資、資本準備金の取り崩しを調整した額と、資本金に資本準備金を加えた額のいずれか多い額を算定といたしております。

3、所得税における国外転出時課税の創設に伴う改正です。町税条例第33条所得割の課税標準になります。所得税法の改正で、今回国外転出時1億円以上の有価証券等を有している場合、転出時の価格で対象資産の譲渡があったとみなし、課税が行われる改正が所得税法で行われておりますが、住民税における所得割の計算では所得税法の国外転出時の譲渡所得みなし課税の計算の例にはよらないこととしております。

続きまして、4、減免申請期限の各市町村の実情に応じる規定に伴う改正となります。町条例51条、町民税の減免、71条、固定資産税の減免、89条、90条、軽自動車の減免、第139条の3、特別土地保有税の減免です。改正前、納期限前7日前までの減免申請の期日としておりましたが、今回納期限までということで改正しております。

続きまして、5、消費税率引き上げ時期変更に伴う改正といたしまして、消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から29年4月1日、1年6カ月延長されております。それに伴いまして、甲佐町税条例の附則第7条の3の2、個人の住民税の所得借入金等特別税額控除につきまして、住民税における住宅ローン減税措置の対象期間をこれまでの居住年の平成29年12月31日までを平成31年6月30日まで、1年6カ月延長しております。

次のページをお願いいたします。

6、ふるさと納税拡充に伴う改正です。町税条例附則第9条、個人の住民税の寄附金控除額に係る申告の特例等になります。まず、住民税における特例控除額の上限引き上げです。これまで住民税所得割の1割を限度としておりましたが、今回2割までが限度となります。それと申告手続の簡素化、確定申告が不要な給与所得者につきまして、寄付を受けた団体が寄附者の申し出により住民税課税市町村にふるさと納税の情報の通知を行うこと

により、寄附控除の申告が不要となっております。

続きまして、7、わがまち特例に伴う改正です。町条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合です。これにつきましては、平成27年4月1日以降取得分について、平成28年度課税からの特例となります。まず、都市再生特別措置法に基づき、認定業者が取得した固定資産の特例措置です。都市再生緊急整備地域におきましては5分の3、特定都市再生緊急整備地域については2分の1。この地域につきましては、地域指定がございまして、九州では現在福岡市と北九州市となっております。本町は、今対象とはなっておりません。

続きまして、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難施設の固定資産税の特例措置です。避難に用する償却資産、誘導灯、誘導標識等が2分の1に減額されることとなります。本町におきましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定地域は現在のところございません。

続きまして、高齢者居住の安定確保に関する法律に基づく固定資産税です。サービス付き高齢者向け住宅を3分の2といたしております。これにつきましては、都市計画法上の市街化区域に存在する農地でございますので、甲佐町には現在のところ該当がございません。

続きまして、8、土地に関する固定資産税特例延長に伴う改正です。附則第11条、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第12条、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例。これは負担調整率になります。附則第13条、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例。これにつきましても負担調整率です。附則第15条、特別土地保有税の課税の特例です。これにつきましては、改正前は平成24年度から26年度まででしたが、今回の改正で平成27年度から29年度までに延長しております。それと附則第11条の2、土地の価格の特例。これにつきましては、評価額が著しく下落した場合、固定資産の下落修正になります。改正前は平成25年度または26年度、これを改正後は平成28年度または29年度といたしております。

次のページをお願いいたします。

9、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置に伴う改正でございます。町税条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例にあたります。今回、軽自動車税のグリーン化特例が創設されております。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、初回車両番号指定を受けた場合、新車登録を受けた場合でございます。これにつきましては、平成28年度のみではございますが、特例措置が設けてあります。下の表で見ていただきますと、三輪、四輪、乗用、貨物とございます。まず、電気自動車等につきましては、約75%の軽減が図られております。平成32年度燃費基準プラス20%達成者につきましては、約50%の軽減、平成32年度燃費基準達成者につきましては、25%の軽減というふうになっております。

続きまして、10、二輪車に係る軽自動車税改正税率の適用を延長に伴います改正になります。これにつきましては、平成26年度の条例になります甲佐町税条例等の一部を改正す



る条例附則第1条の改正になります。二輪車及び小型特殊自動車につきまして、平成26年甲佐町税条例第7号において、それぞれ改正前、改正後の税率を適用することを平成27年度適用といたしておりましたが、今回の一部改正で、これらの二輪車、小型特殊につきましては、28年度課税分からの適用といたしております。

次のページをお願いいたします。

11、旧3級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の税率見直しに伴う改正でございます。町税条例附則第16条の2、たばこ税の税率の特例になります。これまで旧3級品のたばこにつきましては、1,000本当たり2,495円となっておりますが、この特例が廃止され、他のたばこと同じように1,000本当たり5,262円の税率となります。これにつきましては、改正条例附則第5条でたばこ税に関する経過措置を設けております。平成28年度から31年度までにかけて段階的に引き上げることといたしております。

そのほか、地方税法等の一部改正に伴い、準用します条項号のずれが生じたので、町条例におきましてもそれぞれ改正を行っております。

また、今回は町条例の改正は伴いませんが、甲佐町税条例第161条第9項及び10項で準用しております地方税法第349条の3の2、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例について改正が行われておりますので、御説明申し上げます。

この特例につきましては、居住の用に供する課税標準の特例でございます。土地の減額措置です。200平米までを評価額の6分の1、200平米を超える部分を3分の1に減額する特例ですが、今回の地方税法の改正で、空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により、「所有者等に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空き家等の敷地の用に供される土地を除く」が追加されまして、住宅用地の特例対象外に改正されております。

あと、このほか、子ども子育て関連3法が成立いたしまして、平成27年4月1日より子ども子育て支援新制度が施行され、事業所内の保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産税に対しまして、非課税及び軽減措置が講じられております。

以上、説明を終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 質疑ですけど、その前に、課長、この資料のここにページを入れてもらえたら助かるんですけどね。6ページ、さっき7ページとか言われたって……。まあ見ればいいんですけど、今度からそういうふうにしてください。入っとらんから。わかるかな。要望です、要望。それはそれでいいです。

お聞きたかったのは、資料の2番にある行政手続に係る特定の個人番号制、これはマイナンバー制の導入だと思いますけれど、これによって税の徴収あたりに非常に役立つんじゃないかなという思いがあつとですけど、その辺はどう考えておられるのか、もう少し内容をお聞かせ願えませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** マイナンバーについてお答えいたします。今回の条例改正では、申請時におけるマイナンバー法の付番という形になっております。今後、マイナンバー法が施行される段階におきまして影響いたしますのは、今回条例で改正しておりますとおり、28年1月1日から税関係の資料に関しまして、マイナンバー、番号を付番いたしてまいります。所得税の確定申告については平成28年度所得分ですので、平成29年1月1日以降分の提出分からの番号となります。

情報のネットワークの利用ですけれども、現段階のところ平成29年1月から利用開始、これにつきましては、国がネットワークの利用開始と。地方自治体、町に関しましては、予定といたしましては、29年7月からのネットワークの開始となります。

今の国会ではマイナンバー法の改正の法案が提出されて、議論されておりますが、それにつきましては、金融機関の預貯金に関しまして、この番号を導入しようという法案が提出されております。この法案につきましては、実際、現段階で法案が可決されるかは別にいたしまして、大体、法案の内容といたしましては、金融機関は個人番号、法人番号によって検索できる状態で預貯金情報を管理しなければならないとする義務規定が設けてあります。どういったことかといいますと、実際、我々預金者に関しましては、現段階の法案では告知の義務はございません。ただ、金融機関といたしましては、来店時に告知を求められることができるという形になっておりまして、預金者はそれに対して必ず応えるというふうな、法律改正ではございませんが、改正法の附則の中に、付番開始3年をめどに預貯金口座に対する付番状況等を踏まえて、付番促進の措置を講じる旨の規定が入っておりますので、今後、状況次第では、預金者にも義務化される可能性もないとは言えない状況です。

今回の改正によって番号を付番いたしますが、直接的にまだ町の税行政に関しましての徴収だとか課税状況に関しましては、まだメリットはないところだと思います。29年、30年度以降に出てくるかと思えます。

以上です。

**○7番（宮川安明君）** ありがとうございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 2点お尋ねいたします。まず、軽自動車税とか固定資産税あたりの減免について、公益性についてはいろいろ認めるとか、町長の判断によって認めるとか、いろいろ書いてあるわけでございますけど、その公益性という範囲ですたいね。どういう範囲になるか。

それと2点目、我が町もマイナンバーが来年度から始まってくる中で、年金問題あたりの情報漏えい、そういう心配はないか。その2点について。

**○議長（緒方哲哉君）** よろしいですか。

税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** それでは、お答えします。

まず、減免申請の公益の件ですけれども、まず公益的な減免といたしましては、固定資

産税がございます。固定資産税につきましては、町条例71条で公益のため直接専用する固定資産となっております。行政区等で公園、ゲートボール場、または公民館敷地、消防倉庫等に提供されている個人名義の固定資産、土地があると思います。それに課税されている部分に関しまして、無償で貸し付けられている分に関しまして、公益的な減免を行っております。ただし、行政区とかその他から使用料をもらわれている場合は減免の対象外といたしております。

軽自動車につきましては、公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等に対しまして軽自動車税を減免することができとなっております。これにつきまして、実際、今、軽自動車の公益減免につきましては、3団体21件の減免を行っております。これにつきましては、内容につきましては申しわけございません、今ちょっと手元に資料がございますが、日赤関係、福祉関係の車両となっております。

それと、マイナンバーの情報漏えいですかね。情報漏えいにつきましては……。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** マイナンバーでの漏えいに関する対策ということで、現在安全管理措置ということで、マイナンバーの制度面、それとシステム面での安全管理措置がなされるというふうになっております。

まず、制度面であります。マイナンバーを用いた手続におきましては厳格な本人確認を行うと、それを義務つけるということ。それと、マイナンバー法の規定によるものを除いて、特定個人情報の収集、保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止をするということ。それと第三者委員会というものを、特定個人情報保護委員会というのを別に立ち上げて、そこで監視、監督を行うということと、それと、もし漏えいした場合についての罰則の強化等を行うということでの制度面での安全措置をとるというふうになっております。

それと、システム面での措置でございますが、個人情報につきましては、一元的に管理をしないということで、各行政機関ごとに分散をして管理をします。各町村での個人情報、住基の情報であるとか、日本年金機構での年金の管理とか、そういったことで分散をしたところでの管理をするというふうにしておるということです。

それと、行政機関が情報をやりとりをする際におきましては、マイナンバーを直接用いることはなくて、それに暗号化をした連携の付番を利用したところで情報のやりとりは行うということです。

それと、システムへのアクセス制御によりマイナンバーを利用するシステムアクセスのできる人の制限とか、アクセス記録について管理をするというようなことでの措置をとるようにされておるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** 税務課長、3団体21件だったかな、減免。あれについて例を挙げれば社会福祉法人とか、そういう関係になるわけですかね。

それとマイナンバー、企画課長が答弁されましたけど、年金あたりも、まさかああいう数の漏えいですか、誰も想像しとらんだったと思うわけですね。そういうことで、町とし

ては十分しっかり秘密というかな、漏えい等がないように精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

税務課長、その件については、社会福祉法人とかそういう団体かな。名前は出さんでいいですから。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 申しわけございません、その件に関しましては、後ほど確認させていただき、報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**○12番（中村幸男君）** はい。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

6番、西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** これは簡単なことですが、資料1、これに今、訂正を書いてありますが、例規集はこれによって差しかえしておられるんですか。条例集の差しかえは済んでおるのですか。ここに入っています。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 条例規則等の例規関係の差し替えにつきましては、条例につきましては、議会の議決が必要ですので、議会の議決を経た後、町のほうで公布をいたします。公布をした後にそのデータを業者のほうに電子データをお送りいたしまして、そして例規集の印刷等ができてから、例規集の差し替えをするという段取りになっておりますので、実際に今現在この条例の改正が行われましたならば、その差し替えを行われるまでに、大体半年ぐらいは時間を要するということになるかと思えます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 承認第2号、専決処分の報告及び承認でございますが、これは地方税法の改正に伴っての我が町の税条例の改正でございますので、これはもう何ら異議

なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第2号専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第11 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、承認第3号について御説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

平成27年6月12日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

専決処分書になります。

専第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成27年3月31日。町長名です。

記。1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

理由につきましては、先ほどの町税条例と同一ですので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

改正条例の本文になります。甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改める。第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則。

施行期日。第1条、この条例は平成27年4月1日から施行する。

適用区分。第2条、改正後の甲佐町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。  
附則第1条を次のように改める。

施行期日。第1条、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る）は平成28年1月1日から施行する。

内容につきましては、事前にお配りしております資料によって御説明させていただきます。

資料1として3枚綴りであるかと思えます。資料1の1ページと2ページに関しましては、甲佐町国民健康保険税条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後となっております。それでは3枚目、資料2、1ページにより御説明させていただきます。

平成27年度地方税法等の一部改正に伴う国保税条例の改正要旨で説明いたします。

1、課税限度額の引き上げに伴う改正です。国保税条例の第2条、課税額にあたります。課税限度額の引き上げが行われております。

医療給付費課税分につきまして、これまで51万円が上限額でしたが52万円に、後期高齢者支援金等の課税分につきまして、上限額16万円が17万円、介護給付金課税分につきまして、14万円から16万円に引き上げております。

2、低所得者に係る減額措置の拡充に伴う改正です。本条例第23条、国民健康保険税の減額に該当いたします。低所得者に係る5割軽減及び2割軽減について減額措置の拡大が図られております。5割軽減の対象となる世帯、これまでは33万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数に24万5,000円を掛けた額が5割軽減の対象となる世帯でしたが、これを26万円に引き上げられております。これに伴い、5割軽減の対象となる世帯が、軽減が拡大しております。

続きまして、2割軽減の対象となる世帯。これにつきましても33万円に被保険者数と特定同一世帯者数を足した数に45万円を掛けた金額が2割軽減の対象となっておりますが、この被保険者と特定同一世帯者数に掛ける金額が47万円に2万円引き上げられ、拡充が図られております。これにつきましては、平成27年度分の国民健康保険税から適用することといたしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 今、御説明がありました課税限度額の引き上げ、また低所得者に係る減額措置の拡充ということで、引き上げに伴う改正の対象となる世帯の予測または低所得者に係る減額措置の拡充に伴う世帯数の予測というのはどのくらいでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** お答えいたします。

限度額の上限の引き上げ、軽減に伴う影響する世帯数ということです。まず、平成26年度課税分、課税の税率で上限の引き上げと軽減措置を行った場合、限度額の変更に伴いまして、増額といたしましては、83万1,000円ほどの増額となります。世帯数につきましては、申しわけございません3つの医療分、支援分、介護分合計でございますが、延べで84世帯となります。

軽減額改正に伴う軽減額の影響される世帯ですけれども、5割軽減の世帯で13世帯ほど増えます。2割軽減で4世帯ほど増えます。影響額といたしましては、85万5,000円、85万6,000円程度、減額が拡大されることとなります。

これを平成27年度課税分で比較いたしますと、平成27年度課税分ですので、平成26年度の所得、平成27年度の適用の税率分と、上限と軽減だけを以前の平成26年度でした場合の試算といたしましては、最高限度額の変更に伴います影響世帯ですけれども、延べ世帯で121世帯になりますが、重複している世帯がございますので、実質63世帯になります。

内訳を申しますと、全ての項目に当てはまります場合、最高引き上げ額が4万円になりますが、これにつきましては5世帯。2万円、これにつきましては、後期の支援分と介護分になりますが、38世帯。それと後期医療支援分の1万円の20世帯となっております。最高限度額の引き上げに伴いまして、平成27年度課税分につきましては、限度額と軽減分を旧と新でした場合、上限額につきましては123万円の増となります。軽減につきましては、5割軽減世帯が10世帯ほど増えます。これにつきましては、もともと2割から5割になられた世帯もあるかと思いますが、これまで全く軽減がない世帯で所得等によりなられた方も含まれますが、10世帯が含まれます。

2割軽減世帯につきましては、32世帯の方が新たにといいますか、比較した場合、増えることとなります。2割軽減につきましては、2割から5割にいかれた方、軽減がなかった方から2割になった方も含んだところとなります。

影響額といたしましては、軽減額の増といたしまして、131万7,000円程度となります。上限額変更によります影響額プラスの分が123万円、軽減額に伴う減額の拡大に伴いますものが131万7,000円程度ですので、影響額としては8万7,000円となります。

国保会計だけで見ますと、この減額拡大分につきましては、県と町の財源措置がありますので、国保会計につきましては123万円の増となります。一般会計といたしましては、国保会計に繰り出しを行います拡大分131万7,000円に対しまして、75%の県からの財源措置がございますので、残り25%分につきましては国保会計に繰り出しを行います。これにつきましては、一般会計からの繰り出しが33万円の増となる見込みでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

6番。

**○6番（西坂和洋君）** この国保税の引き上げは27年の4月の1日からですけど、昨年までの金額から大体何%ぐらいの引き上げになっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 平成26年度の国保税の税額の実績額としまして3億600万程度ということで、27年度の調定額が3億4,700万程度ということになりますので、約13%の伸びという感じにはなりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この13%というのは、各家庭の伸び率も余り変わらないということですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 一つは一概にはいろいろな条件等がそれぞれの世帯にありますので、平均といいますか、そういう感じになると思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今回の一部改正に伴う国保税条例の改正については、課税限度額の引き上げと低所得者に係る減額措置の拡充ということで、町民にとってはプラス面、マイナス面があるかというふうに思います。私としては、この引き上げ分、合計しますと81万から85万ということで、これ以上の限度額の引き上げということは、加入者にとっては負担限度を超えているものがあるというふうに考えます。国民健康保険については国の負担増加を求めていく必要があるというふうに考えます。よって、この件に関する専決処分については反対でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 承認第3号につきましては、この専決処分は国保の保険税の改正でございます。高所得者に負担増を求め、低所得者に対してはその分を軽減させるという内容でやっておられる条例の改正であると思います。まことに結構なことだと私は思いますので、この原案については賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。



[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございます。

起立多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時57分

再開 午後0時07分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中村議員から質問があつておりました税務課に対する軽自動車の件、答弁ができるということで答弁をさせます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） お待たせしまして申しわけございませんでした。軽自動車に関します公益減免ですけれども、社会福祉協議会及び社会福祉法人になります。

以上です。

---

**日程第12 報告第1号 平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、報告第1号、平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 報告第1号について御説明を申し上げます。

報告第1号、平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

記。平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款2、総務費、項1、総務管理費、事業名が住宅開発行為等支援事業、翌年度への繰越額が1,240万円です。

次に同じく、地方創生先行型事業、翌年度へ繰越額が4,027万円となっております。

次に同じく、番号制度システム改修事業、繰越額が527万1,000円です。

款3、民生費、項2、児童福祉費、事業名が子育て支援のためのプレミアムつき商品券助成事業、翌年度への繰越額が135万8,000円です。

款5、農林水産業費、項1、農業費です。事業名が地方創生先行型事業、翌年度への繰越額が442万円です。同じく、経営体育成支援事業、翌年度への繰越額が914万7,000円です。同じく人・農地問題解決加速化支援事業、翌年度への繰越額が350万円です。同じく青年就農給付事業、翌年度への繰越額が1,200万円です。

款6、商工費、項1、商工費、事業名が地域消費喚起・生活支援型事業、翌年度への繰

越額が2,588万1,000円です。

款7、土木費、項2、道路橋りょう費、事業名が道路新設改良事業、翌年度へ繰越額が3億1,103万1,000円です。

款9、教育費、項2、小学校費、事業名が龍野小学校校舎増築事業、翌年度へ繰越額が544万4,000円です。

合計の翌年度への繰越額が4億3,072万2,000円です。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

以上で報告を終わります。

よろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

ございませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第1号、平成26年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

### 日程第13 議案第25号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第13、議案第25号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 議案第25号について御説明を申し上げます。

議案第25号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「512人」を「495人」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この条例につきましては、毎年度、団員の実数にあわせて、定員数を改正しておるものでございます。今年度は17名の団員が減少したため、改正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 条例のことじゃなくて、関連でちょっとお尋ねしますけれども、消防に関しましては、以前から消防団の再編ということでやってこられておりました、確か宮内地区を再編され、それと山出と辺場かな、それをやってこられたということでございますが、まだ今後ほかのところでも再編について考えておられるのか、お聞きいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** お答えいたします。

消防団の再編につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、平成25年度から山出を辺場地区に統合しておるところでございますし、宮内地区につきましても、13年度の谷内地区と広瀬地区を統合し宮内上地区といたしまして、さらに26年度に上揚地区と宮内上地区を統合して、宮内地区といたしておるところでございます。

また、現在団員数が1桁の部につきましては、日ごろの消防活動のほかに、操法大会の選出の人員選任も支障が生じるというようなところが考えられますために、他の部との統合を検討していきたいというふうに考えております。今後も再編可能な部から着手をしていきたいというふうに考えておるところでございますけれども、消防団の再編につきましては、地元消防団や各行政区の皆さん方の御意見を聞きながら、消防本部会議において協議をしてまいりたいと考えておるところでございますけれども、将来における組織としましては、いつまでにということが決まっておるわけではございませんけれども、現在の8分団27部、これは役場分団を除く数でございますけれども、それを6分団18部程度に再編することを一つの案として考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 私も団員が1桁のところがほかにもまだあるというふうに聞いておりますが、そういうところは非常に活動するのに支障が出てくるという思いでお考えをお聞きしました。それはそれで結構ですけれども、もう一つお伺いしたいのは、今、府領の下、北原ということが出てまいりましたけど、北原については、府領と一緒に今やっておられますけれども、その辺も何か考えが、北原は北原で、そういう消防活動についてやられるのかどうか、府領とこのまま一緒にいかれるのか、何か北原からの要望とかそういうことは出ておりませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 北原団地につきましては、現在、府領8分団29部という形で一緒に活動していただいておりますのでございまして、特に今のところ地元のほうから要望等は上がっていない状況でございまして、消防本部会議などの中でもそういったとこ

ろの協議はしていないということで、今の状況のままいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 議案第25号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、消防団員の減少に伴いということで何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第25号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第26号 甲佐町上水道給水条例の一部改正について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第14、議案第26号「甲佐町上水道給水条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議案第26号について御説明を申し上げます。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例について。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

1枚おめくり願います。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例。

甲佐町上水道給水条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては、後ほど説明させていただきます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

今回の条例改正についてですが、平成25年3月に策定しました甲佐町水道事業基本計画に記載してありますところの計画給水区域を給水可能な平坦地区へ縮小するための境界と申しますか、区域の特定作業が完了しましたので提出させていただくものです。

さて、別表の改正内容についてですが、改正分の後ろに新旧対照表を載せておりますので、こちらで御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

3枚めくっていただきたいと思います。横判で下に1と書いてあるページでございます。表の左側が現行、右側が改正案となっております。

1番が大字安平になっております。字の部分が今回の改正箇所、後迫、汲水、村下から、それぞれ後迫の一部、汲水の一部、村下の一部というふうに改正させていただいております。

2番が大字上揚ですが、こちらは山下の一部と山王の一部を追加させていただいております。

このように改正案では、給水可能な場所を追加するというも行っておりますが、大部分は山間部で給水が不可能な字の全部または一部を給水区域から除くというものになっております。

改正箇所につきましては対照表で御確認いただくということで、全ての説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 説明はよくわかりましたけど、ちょっと参考までに課長にお尋ねしますが、こういう場合は、県あたりから指導があってこういうことをするのかということをお聞かせ願えませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** お答えさせていただきます。

水道法の第15条に水道事業者は事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないというふうに規定されておりますが、現行の条例で定めております給水区域には給水の申し込みを受けても給水を行うことが極めて困難と申しますか、給水自体が不可能な山間部や一部河川敷が含まれております。給水区域に給水できない場所を含めておくと、当該土地からもし申し込みを受けた場合に水道法の給水義務違反になるということで、昨年3月に第4水源を追加するための変更認可申請というのを県に提出したのですが、その際に給水できないところも給水区域に入っているのを改めるようにというふうに県の環境保全課から指導を受けまして、それから、どこの字まで給水できるのかの特定作業を行っておりましたが、今回作

業が完了しましたので提出させていただくものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 現実に沿った形でやられるということでございますが、今課長の答弁にもありましたように、私がちょっと気になるのが第4水源。これから工事もやっ  
ていかれるわけですけど、新たに開発等で給水しなくてはいけないというような状況がま  
た発生するかと思うんですけど、その辺のことはどうなっておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えさせていただきます。

今回、給水区域から外れたところに、今後開発行為等で新たに給水する必要が出てきた  
場合は、まず水道事業運営委員会にお諮りして、その後、議会に諮りまして、新たに給水  
区域に加えさせていただくということにさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第26号、甲佐町上水道給水条例の一部改正につきましては、  
この提案理由に書いてありますとおり、水道事業基本計画に基づき、計画給水区域の見直  
しという条例改正であって、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第26号「甲佐町上水道給水条例の一部改正について」を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第27号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、議案第27号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算  
（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第27号について御説明を申し上げます。

平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,792万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,847万8,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款18、繰入金に72万円を追加し、4億7,289万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款20、諸収入に9,720万円を追加し、1億3,969万円としております。5の雑入です。

歳入合計、補正前の額、60億2,055万8,000円に9,792万円を追加し、61億1,847万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款2、総務費に4,045万円を追加し、8億1,376万8,000円としております。1の総務管理費です。

款3、民生費に2,807万円を追加し、19億874万2,000円としております。1の社会福祉費です。

款5、農林水産業費に2,868万円を追加し、3億2,889万7,000円としております。1の農業費です。

款7、土木費は財源内訳変更により補正額は0でございます。4の住宅費です。

款9、教育費に72万円を追加し、4億3,697万2,000円としております。1の教育総務費です。

歳出合計、補正前の額60億2,055万8,000円に9,792万円を追加し、61億1,847万8,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

まず、最初に歳出全部について質疑をお願いします。7ページから8ページです。歳出全部について質疑をお願いします。7ページ、8ページです。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 8ページです。

教育費、委託料の甲佐中学校改築事業竣工式の予算が組まれております。いつごろ、どういう形でやられるのか、今考えておられることをお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** ただいまの中学校の竣工式についてですけれども、今考えておりますのは、7月に入りまして1学期終わる前に今計画をしております。内容といたしましては、竣工式、経過報告とか、そういったのを行いまして、その後になかなか子供たちもプロのスポーツ選手の姿を見るということは少ないかと思ひまして、今回は熊本にごぞいますバスケットのプロチーム、NBLの熊本ヴォルターズ、そちらからプロの選手を数名お招きいたしまして、子供たちの前でプロのスポーツ選手の姿を見ていただくとか、交流をしていただくなればというところで今計画をしているところです。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** わかりました。いいことですよ。プロの選手の試合を見せるというのはいいことだと思います。ただ、教育長に申し上げたいけど、中学校に関していろいろ雨漏りとか、今までも出てきておりますので、しっかりと、竣工式でごぞいますので、この件については取り組んでいただきたいというふうに思ひますけど。教育長のコメントを。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 中学校の施設、完全に竣工いたしまして、一つ節目として、竣工記念式典ということで開催いたしまして、教職員、そして生徒たちにもその施設に自分たちで魂を入れるといいますか、そういうことで竣工式を開催したいと。今、御指摘がありましたように、施設で雨漏り等がっておりますが、現在、大雨あたりが降りましたときには、検査をこちらから出向いて点検をいたしまして、対応しているところでごぞいます。また、学校にもお願いをいたしまして、定期的に目視等で点検をしていただいて、異状はなくても報告をいただくということで連携をとりながら対応しているところでごぞいます。そういうようなことで、施設の管理につきましては、連携をとりながら十分配慮して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございせんか。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 7ページです。

一応、水道事業会計への繰出金、これは太陽光と思ひますけれども、そのほかに老人福祉施設と農業施設に太陽光発電の関係の事業費が組まれております。財源内訳を見ますと、その他の財源ということが載っております、歳入の方の雑入で二酸化炭素の抑制というようなことで歳入が入っております。この補助先はどこですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 環境衛生課からお答えさせていただきます。

この補助事業は、環境省によります平成27年度防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業ということで、災害に強い、災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築と低炭素な地域づくりの全国展開を目的に補助されているものでございます。環境省というふうに申しましたが、間接補助になっていまして、間に一般財団法人環境イノベーション情報機構というところが入っております。100%、環境省から流れております。



以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

7番。

○7番（宮川安明君） 教育長、一つだけ、先ほどのことでお聞きしたいことがありますので。中学を新築されましたよね。今、中学校のほうと連携をとりながらということは非常に結構だと思いますけれど、地域の住民の方々から、新しく中学校を建てたことによって不具合が生じたというような御意見をお受けになっておられますか、0ですか。何か中学校のほうからそういう連絡を受けておられるかどうかをお聞きしているんです。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時38分

再開 午後0時38分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 雨漏り等についての地域住民の方からの情報等、苦情等についてはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） いやいや、雨漏りは雨漏りでいいんですよ。雨漏りの件じゃなくて、中学校が新しくできたじゃないですか。そのことによって、地域の方々からクレームを聞いておられませんか、おられますかという質問です。聞いておられない、認識しておられないということであれば結構です。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 施設が竣工したという全般的なことを含めて、苦情等については、私のほうでは把握しておりません。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。6ページです。歳入全部について質疑をお願いいたします。6ページです。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） まず、議長にお許しを願いたいと思います。27年度当初予算で認められた予算でございまして、この補正は数字的にも載っておりません。何を尋ねるかという、公共工事物品購入等について、入札の審査委員会か何かたしかあると思いますが、物品購入、公共工事に対して、入札審査会あたりはメンバーが替わられるか、そう

いう点をお尋ねしたいんですけど、議長よろしいでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** どうぞ。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですね、まずメンバーが替わるか。それと、せんだって、グランドゴルフ場の芝刈り機ですね、入札が終わったというようなことを聞いております。その時点ではたしかメンバーは8社だったと聞きましたけど、そういう8社の名簿あたりは公表できるわけですか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩しますよ。

---

休憩 午後0時41分

再開 午後0時42分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 指名審査会のメンバーということでございますけれども、審査会の委員長を副町長が行っております。あと、私、総務課長、企画課長、産業振興課長、建設課長、環境衛生課長の以上のメンバーで審査会を開いております、事務のほうは総務課でとっておるということでございまして、もちろん人事異動で交代すればメンバーが替わりますけども、役職としては、その職が充て職という形で審査会を行っておるところでございます。

それと先ほど申されました指名業者の件でございますけれども、先ほどの安津橋のグランドゴルフの乗用の芝刈り機の購入ということでございますけれども、指名業者が8業者いらっしゃいます。まず、合資会社福田屋さん、それにマस्याさん、有限会社甲佐農芸さん、有限会社コンバース甲佐支店さん、株式会社オフィス・ナインティーン甲佐支店さん、上益城農業協同組合さん、有限会社本田金物店さん、共進興産株式会社さん、以上の8社でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** いや、いろいろ異論は言いよつとじゃなかつたすよね。ただ、私が商工会に関係してございまして会員の中から、審査会はどういう感じで入札メンバーを決められとだろかという、いろいろ質問があつて、私もそれについては審査委員会がされることだからというようなことで、今現在は答えております。ただ、その中にですよ、ただいま名前があつたように、極力名前は出したくないんですけど、文房具関係、事務機あたりが入っているわけですよ。だから、どういう感じでこういう8社が出てきたかが、私ももう説明がでけんし、そういう点は総務課長いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時45分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） 指名審査会の中でやってもらってますけれども、あらかじめ入札参加資格の申し込みを町のほうに提出されます。その中に自分が扱っておられる業種等をちゃんと出しておられますので、指名審査委員会の中ではその辺を正確に把握した上で、極力といいますか、なるべく、これは私の考えですけれども、地元の人については極力考えてやってくれというようなお話は申し上げているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 町長、わかるわけですよね。ただ、実績、芝刈り機だから農業関係。幸いにして、自動車関係だから今後のアフターサービスあたりは心配は要らんとお思いますけど、仮に事務機屋さんあたりが取った場合ですたいね、ちょっと壊れて、急に芝刈り機をやらなきゃならないというような状況になったときに、メーカーを呼んでやるというような状況あたりもやっぱり考慮していただきたいんですよね。でないと、うちはこういうやつを出します、実績はあるかというところ恐らくこの何社かは私、実績はないと捉えるわけですよね。その点はいかがでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど指名されたメンバーについてお話がありましたけれども、実際、農機具と同じように修理が実際自分でできるかといったら、どうなんでしょう。農協さん、ほかにどこかおられますかね。だから、要はその辺のちゃんとしたつながりを持って、きちんと町がお願いしたときに対応ができる、そういう体制を敷いてあれば御心配の向きは要らないんじゃないかというように思います。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） そういう中で、この8社の中で名前挙げますけど、共進さんとか甲佐農芸、JAあたりはすぐ技術屋がおって対応ができるわけですよね。そういうことで、それとメーカーあたりはやはり機械もんだから、保証は半年とか1年とか。保証は、総務課長、あれは何年になっておるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 今回の芝刈り機につきましては、2年間は無償保証ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 私が聞いたところじゃですね、半年とか1年とか保証はメーカーはないとか言っとるといようなことだから、今後ですたい、それはやっぱりメーカーあたりとですよ、ぴしゃっと2年間の保証、使い方もあるかと思えます、ということですね、2年間の保証というやつはやはりもらっていただきたいと思えますけど、よろしい

でしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） 契約書に2年間という保証期間をうたっておりますので、そこら辺は大丈夫かと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） ということで町長、指名競争入札がどうのこうのと言いよっとじゃなかつですよ、私は。やはり町民が、そういう会員の方から尋ねられれば答えてやらんといかんし、町行って聞きなっせじゃ、あまりにもやはり冷たいというようなことであえてお尋ねしたわけであってですね、今後アフターサービスあたりが、幸い、共進さんということで心配はしておりませんが、当初私が触れたような方がもし落札でもしておった場合を心配したから、今後町としてもいろいろ検討はされるけど、そういう点も含めてお尋ねしたわけですので、その点、御理解をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 御心配の向きはわからんでもありませけれども、ただ取り扱いをされている以上は、ちゃんとした、先ほどから私が申し上げているとおり、ちゃんとした対応が何かあったときにできるというような考え方のもとに対応していただきたいという気持ちも執行部側としては持っておりますし、いざ補修等のときに、例えば長期間を要するとか、そういうことがあってはなりませんので、指名する際にもその辺はちゃんと大丈夫ですかというような確認はとりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 本予算には関係ないんですけども、関連でお聞きしてもよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ。

○3番（荒田 博君） 昨日の大雨を受けまして、6月9日に防災会議もありましたけど、その中で消防団の団長さんのほうからお話がありましたけれども、全町挙げての避難訓練等のそういうことはできないかというふうなお話もありまして、区長代表の方のほうからもぜひお願いしたいというふうなお話がありました。そのあたりで町としては特に昨日の雨等を受けて、各地域のほうで消防団等と各区長さん等で避難されたりとか、いろいろされたと思いますけれども、そういう訓練ができれば、昨日のような事態があったときでも、早急な対応ができるのかなというふうに思いましたので、そのあたりを受けてどう考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 昨日は本当に大雨が降りまして、土砂災害警報等も発令されまして、非常に心配されるような状況がありました。避難勧告についても、これまでは土砂災害警報の取り扱い方をどのように取り扱うのか、非常に、町側としても発令するに当た

っては慎重を期しておったわけでありましてけれども、緑川の場合には、きちんとした、水位がこれ以上上がったときには氾濫危険水位ということで、避難勧告を発令しますけれども、土砂災害警報については慎重に対応しとったわけです。これが法律でも改正されて、この警戒情報が流れたときには避難勧告を市町村としても考えておいたほうが良いというようなことに今なっております。そういう考え方から、昨日は雨の降り方等も考えながら、最終的には避難勧告を発令させていただいたということでありまして。

防災会議におきましても、ただいま荒田議員が言われたとおり、お二人の方からそういった訓練の必要性を説かれました。これまでも、役場の中では図上訓練等を行ってきたわけでありましてけれども、それをやはり広げる形で地域住民の方、あるいは自主防災組織、消防団、そういった団体との連携がどれだけとれるのか、実際やってみる必要があると私も感じております。時期等については、その辺はまた内部でも協議しなくちゃなりませんけれども、災害はいつ何どき訪れるかわかりませんので、ただいま御提言いただきました検討については十分考慮しながら、やる方向で進めていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。議案第27号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算については、太陽光補助事業等の増減ということで何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第27号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することにしました。

---

#### 日程第16 議案第28号 平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第16、議案第28号「平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議案第28号、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるところでございます。

資本的収入及び支出。第2条、平成27年度甲佐町水道事業会計予算。第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で説明させていただきます。

収入、第1款第3項繰入金、既決予定額に4,045万円を追加し、4,045万円としております。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額に4,045万円を追加し、3億343万4,000円といたしております。

平成27年6月12日提出。町長名でございます。

今回の補正は、環境省による二酸化炭素排出対策事業費等補助金による100%の間接補助事業により、水道管理センターに太陽光発電機と蓄電池を設置するためのものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

1番、山内議員。

**○1番（山内亮一君）** この太陽光発電ですけれども、災害時ということで、水道施設が停電した場合、給水がとまるという状況になると思いますが、この今度設置する容量で稼働して給水がとまらないというような見込みで発電量を算定して、要望してあるんでしょうか。その辺をお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** お答えさせていただきます。

給水のための主要な施設、水源地や加圧ポンプ場でございますが、現在第1水源、第3水源、船津加圧ポンプ所には自家発電装置を設けております。水道管理センターは第3水源と併設しておりますので、事務所も含めたところで、自家発電装置で電力を賄うことはできるのでございますけれども、災害時においては何が起こるかわかりませんので、最小限の事務所機能を維持するために、今回太陽光のシステムを併設させていただくということにしております。

主要施設の発電につきましては、現在のところ上早川加圧所、東寒野・西寒野加圧所、白石加圧所、田口加圧所というのがございますが、そちらには発電装置が今のところございません。現在建設中の第4水源と新たに建設します世持配水場には自家発電装置を設けてまして、田口加圧所は廃止して、自然流下という方式で、電気を使わずに流れていくよう

になりますので、乙女地区のほうは災害があっても燃料さえ供給していれば断水するということはなくなります。また、寒野と上早川地区は停電すると給水ができなくなりますが、できるだけ台風等が近づきましたときは早い段階でレンタルの発電機を手配するようにいたしまして、また、今年度建設予定の世持配水場の発電装置は移動式にする予定でありまして、局地的な停電が発生したときはそちらのほうに持って行って活用させていただくように計画しております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

**○1番（山内亮一君）** 今、環境衛生課長からの答弁もありましたとおり、水道施設の水道の供給につきましては、最小限に食いとめるというようなところで考えておられると思いますので、こういう太陽光発電等につきまして何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第28号「平成27年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日13日とあさって14日は議案調査のため休会、15日は午前10時から本議場において開会会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後1時02分

6月15日（月曜日）



平成27年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成27年6月12日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 6月15日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 6月15日 午後3時55分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 西坂和洋	6番 福田謙二
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名克美	副町長	師富省三
会計管理者	田上洋子	総務課長	内山洋
企画課長	西坂直	くらし安全推進室長	清水明
税務課長	北畑公孝	住民生活課長	福島明広
総合保健福祉センター所長	井上美穂	福祉課長	北野太
産業振興課長	鳴瀬美善	建設課長	志戸岡弘
環境衛生課長	橋本良一	会計課長	田上洋子

町民センター所長	吉岡英二	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査委員	本田 進		

1. 開会 6月15日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、一般質問を行います。

今定例会の文書による一般質問の通告は5名です。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** おはようございます。4番、宮本でございます。

ちょっと議長にお願いですけれども、質問事項を今回1点しか出しておりませんので、今までの経緯を申しますと、すぐ町長が答弁に立たれて、結果論を申し上げられて、そこから先に進まんようになりますので、町長のときは「町長」と聞きますので、よろしく願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** はい。

**○4番（宮本修治君）** 質問事項により行きたいと思えます。

まず1点目は、教育問題における学力レベル等についてということで、県郡レベルの学力調査等をお聞きしたいと思いますけれども、調査した結果、標準学力の調査が4月の最初に、中学1年生から3年生までであるということでお伺いしておりますけれども、その後、3年のときに、9月に共通テスト、1月に共通テストというふうになっておりますけれども、この学力のレベルというのは、教育委員会のほうでは把握されておるのか、その現状を、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** ただいま郡レベル、県レベルでの学力はということですが、議員がおっしゃられましたように、本町の児童生徒の学力のレベルにつきましては、4月に行われます全国学力学習状況調査、また12月に行われます県の学力調査がございます。そのほかにも、中学校におきましては、議員おっしゃられましたとおり、9月、11月に共通テストを行いまして、この結果で進路の状況を検討されるということであ

ります。

言われましたように、全国学力学習状況調査の結果といたしましては、小学校では、国語、算数の2教科実施されますけれども、全教科の平均を見ますと、県平均を上回っている状況だと思います。それと、中学校の結果につきましては、また教科や問題等によって若干は違いますが、県平均を下回っている状況にあるところです。ただ、この結果につきましては甲佐町分だけの情報ですので、他町の状況についてはわからないところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 今おっしゃられたように、そのデータは県レベルの話ということになっておりますけれども、郡に関連しては、そのデータがあるのかないのか。まず、そのデータを、我が町としては公表ができるのかできないのか。

この標準学力調査に関しては、学校経営案に記載ということをちょっと伺っておりますけれども、それにあるのかないのか、そして、それに基づいて、それが公表できるのかできないのかをお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 今、宮本議員から言われましたデータですけれども、本町におきましては町分だけです。郡レベルでの公表はされておきませんので、郡のデータというのはございません。

それと、学校経営案のほうには、全国学力学習状況の調査とか、熊本県の学力調査、そういうものについては載っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 載っているということに関しては、公表ができるのかできないのか、レベルに関しては。できないということであれば、ここにおられる方もできないということ承知しますが、それに関連して、本町の義務教育の課程では、お聞きするところによると、小学校の課程では学力は相当上がると、しかし、中学校になって、がたっと落ちるといってお聞きしておりますけれども、その点、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** まず、学校の学力レベルについては、それぞれの学校の学校経営案というのがございまして、その経営案の中に、県の学力検査の結果が載っておりま

す。この経営案につきましては、それぞれの学校で作成されて、学校に申し出をされればもらうことができるかと思えます。したがって、公表されているものになるのではないかというふうに思っております。

また、中学校の学力につきましては、これは学習内容の定着率、学力というものについては、学習した内容がどれだけ身についているかというだけではなくて、学習に対する意欲ですとか、学ぼうとする姿勢、それと課題を自分で解決していく力、そういうものを含めて学力というふうに捉えているわけですが、ここでは、学力を学習した内容がどれだけ身についているかということで、定着率ということで、学習学力テストの結果をそれぞれの学校で公表していると、学校経営案に載せられているということでございます。

議員御指摘のとおり、中学校の学習内容の定着率が、県の平均に比べますと若干平均点としては劣っております。教科ごとそれぞれ浮き沈み、それから学年ごとに違いはありますけども、トータルで平均すると県平均の定着率には及んでいないというのが現在の状況でございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 学校経営案の中には載っているということでございますけども、県、恐らく、自分が調査した結果では、県郡というデータのもと、甲佐町の中学自体は郡レベルよりも大分下がっておるといってお話を聞いたことがございます。

その中で、県レベルでいくと下回るということになりますけども、郡でいけば、それよりもまだ下がるのではないのかという自分なりの判断で申し上げておりますけども、その中でいろいろここでは言われないこともあろうし、公表が公にできないこともあろうと思っておりますけども、教育委員会では、こういう学力向上問題等々について検証されているのか、いないのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 全国学力学習状況調査、また熊本県の学力調査の結果につきましては、精査分析をして、それぞれの学校で、またそれぞれの教科ごとに対策を立てている状況になります。

教育委員会のほうといたしましても、学校指導主事のほうで分析をしております、その結果をもって各学校のほうに出向いて、学校のほうとも打ち合わせを行いながら、先ほど申しましたように、対策を立てている状況になります。

それぞれの教科で課題や工夫、また、学習課程に沿った授業で、学習意欲を高める授業の展開、また学年間の定着度の差等の解消に向けて、業間、また、放課後等におきまして学習の時間を設けたり、また、個に応じた指導の時間を確保し、補充学習を行ったりとか、基礎・基本的な知識能力の定着を目指して、家庭学習の内容についても工夫を行っているところです。

また、小中学校の先生方の資質、また、指導力の向上を図るために、研修会等の参加、また、町の学力充実研究指定校というのを指定しまして、校内研究推進計画を策定いたし

まして、研究次第に沿って実践を行ってもらい、その結果については、各小中学校教職員、みんな寄って研究発表会を開催しまして、教職員の指導力の強化ということで児童の学力向上を図っているところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 教育委員会としては、それを検証されているということをお伺いしましたが、その中で、マンネリ化した研修会、いろんな会合等をされていると思いますけれども、それで実際として課題的に上向きにいきよるのか。極端に言いますと、学力が低下してあることもありますけれども、ちょっとこの中でちょっとお聞きします、前後しますけれども、不登校生徒も、義務教育の課程では、我が甲佐町の子供には変わらないわけですから、不登校が何人おられるのかちょっとお聞きしますけれども。よろしいですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 小中学校の不登校児童生徒の状況ですけれども、本年度4月になりましてから、学校に全然出てこれてないという子供は今のところおりません。ただ、中学校に若干おりまして、完全じゃないですけれども、休みがちな子供というのはいる状況です。小学校のほうにはおりません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 若干おられるという話ですけれども、データはなかつですか、人数的なですね。去年と比較して、去年何人おられたのか、今年が、今の現状で。1年生もまだ入学してきたばかりですので、データ等ありましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。後につながるけんですね。お願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 申しわけございません。昨年度平成26年度、不登校といますか、年間に30日以上休んだ児童生徒ということになりますけれども、小学校では0人、中学校では、データの的には8人という数字が上がっております。その8人のうち、4人は改善されて、その後、教室のほうに来るようになって、解消できなかった子供というのは4名ということになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** それは26年度でしょう。今おっしゃったのは。27年度は。今年。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 27年度、今年度につきましては、今、中学校で1名です。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 1名ということ、恐らく去年が8人おられて、4人改善された

ということで、卒業されたと思いますけども、若干1名ということですね。その中で、不登校生徒あたりも、後で町長にお聞きしたいと思いますけども、教育指導に当たって、いろんな1年生から3者面談等を行われるわけですね。学校で、進学先とか何かをですね。その中で、昔からいう四高、四高という学校は、高校があつて。ちょっとお聞きしたんですけども、今、子供たちが、そういうところに、3者面談のときは、希望しますという。第1、第2、第3ですかね。しかし、この11月の最終の3年のときの11月の共通テストで、教職員の方が無理と判断されるということをお聞きしましたけども、無理なら無理のように、それなりに前もっての対応ができなかったのかという判断もありますけども、その点いかがですか。昔からある四高を受験される方が、知っておられる限りで構わんけども、今現在、去年、おとし、おられるのかおられんのか、ちょっとお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** すみません。今ちょっと受験のデータについては、何名受けたかというのはちょっとデータを持ってきておりましたけれど、昨年度は、四高といえますか、熊本市内の県立の高校に合格した子供は、一人はいたかと思えます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 一人ということで、一人しか、恐らく受けてなかったという話を聞いております。しかし、その内容については、いろいろ調査をしておりますけども、なかなか中身に関しては言われんともありますけども、学力に当たってはいろんな取り組みがあるかと思えますけども、もう少し目標に近いようにいかれたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次は、ここからがちょっと大事なことであつて、学力向上という名目上、先に走りましたけども、今、学校の指導者、先生あたりの、精神的に病気がちな先生、それを人数的に、小学校、中学校、何人おられるか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 教職員の病気休暇の状況ということですが、現在、病気療養中の教職員は、中学校に2名在籍しております。年度当初は3名の職員がおりましたけれども、1名は5月の末あたりに職場復帰をしております、あと2名につきましては、一人が今年の10月30日まで、もう一人が来年の1月20日までということで、休職が認められている状況でございます。

それぞれ休職を今現在しているところだったんですけども、今休んでいます2名につきましては、県の健康審査会のほうで職場復帰訓練のほうで認められまして、6月から約1カ月間、職場復帰訓練ということで現在行っている状況です。その後、状況によりまして職場復帰ということになるかと思えます。

あと小学校のほうですけども、現在休んでいる教職員はおりませんが、ちょっとメンタル面で配慮が必要な先生が数名はいらっしゃるのではないかというふうに考えています。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 中学校で恐らく、教職員の方、全部合わせて二十何名かと思えますけども、その中で3名と。メンタル面が必要な方。以前、この役場、庁舎内の職員を調べたとき、以前の話になりますけども、百四十か五十人の中で6名だったと記憶しておりますけども、二十何名に対して3名という。今一人復帰されたというふうになっておりますけども、小学校でも若干数名おられると。しかし、これは、思い込みが激しくか何かわからんけども、自己申告で自分で病気とおっしゃられるのか、それとも、病院に行って診断書を持ってきてされるのか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 教職員の病気休暇のほうで自己申告かということなんですけれども、この病気休暇につきましては、先生方の自己申告という場合もありますけれども、管理職のほうで職員の様子を見ながら、また気になるような職員がいれば、その先生方との対話を持ってアドバイスをしながら、その中で病院受診を勧めるといったような対応をしております。最終的に病気休暇を取得するには、医師からの診断書等も必要になりますので、その診断書によって自ら休暇届を出すというようなことになります。この届け出を出された後に、県教育委員会のほうで健康審査会というものが開催されまして、その中で休暇というところで認められるということになります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 順序を踏んでされているということですが、今年一人復帰されたという方に対しては、復帰後の授業の状況、ほかにも、こういう方に対しては、ほかの先生に負担がかかりよるとじゃなからうかと思えますけども、その点はいかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 職場復帰後の授業の状況なんですけれども、職場復帰されたら、基本的に通常どおりの一人での授業ということになります。ただ、教科、また、そのときの授業の内容によりまして、TTということで先生が2名体制で入るという場合もございます。そういった場合は二人ということになりますけれども、基本的には一人で授業をされております。

そのほかにも、町のほうから配置を行っております支援員等の先生方が入られて学習支援をしたりということにもなりますけれども、基本的に一人での体制ということになっております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 一人での体制ということになっておりますけども、お聞きしたところによると、最初のうちはやっぱり心配で二人で授業をしようという話のようです。ほかの先生あたりの意見等はないと思えますけども、それに携わる方の、教科ごとの。し



かし、教育委員会としては、自分は、個人的にはその先生たちに負担はかかるとは思いますけども、いかがですか、かからんですかね。その先生あたりはですよ、一人で復帰して帰ってきて、一人で授業をされるということでしょう。しかし、最初のうちはそういう問題があったときは、ほかの先生もそれに携わって授業を二人でされるということに対しては、ほかの先生も少しそういうふうになりはせんのかと思いますけども、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 特に、今、甲佐町の教職員に限らず、全国的に教職員のメンタルを害して鬱病等になって、職場を離れてしまうという教職員が非常に多いというのは、全国的な状況ではないかと思っております。その中で、議員御指摘のように、一つの学校に一時3名休職をした先生がいたというのは、平均よりも多いのかなというふうに思っております。

そのような教職員がおりまして休職をいたしますと、基本的には、休職の補充の職員を県教委のほうで採用して、任用するというございますけども、年休等で休んでいる間は、そのほかの教職員で、授業はその先生に復帰後にやってもらうとか、集中講義でやってもらうというようなこともできますけども、学校の校務分掌という、いろんな先生方は授業以外の仕事も持っております。そのようなものをほかの者が肩がわりをするということは、議員御指摘のとおりで、負担のほうはかかってくるかと思いますが、管理職のほうで、できるだけ負担がないような配慮をしながらするように、教育委員会としては、学校にも指導いたしますし、その支援、支えをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 二十何人に対して小学校は若干おられると、中学校も3人と、復帰された方が一人と。これは、ずっと、去年、おととしから続いていることじゃないかと思えます。対応的には、これは表立って出らなかつた話であつて、しかし、3人というとは多いですね。そう思います。精神に負担がかかって、子供たちもそういう中で言いよる状況の中で、是非、教育長には、教育事務所あたりを通して、管理職あたりのそういう指導に当たっていただいて、なられる方に当たっては、そういう方を批判するわけじゃございませぬけども、お願いを、どこかそういう場でされるようお願いしたいと思えますけども、こういう状況にあつて、子供たちには影響はないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思えます。子供たちにはですぬ。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 影響が全くないということは当然なからうかと思えます。ただ、子供たちの学習への悪影響が極力少なくなるように、学校のほうにも配慮をするように、それから、教育委員会といたしましても、でき得るいろんな手だてで、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 多少なりともあるということでありませぬけども、こういう、病  
気、メンタル面が必要な方には、こういう言い方はいけませんけども、一般の方に  
関連すれば、そういう方を非難するわけじゃございませぬけん、誤解のないように  
です。一般の方にすれば、こういう方がもしおられたら、何か問題を起こしたら、あ  
の人はもう病気だとか言われて、すぐ通報されて刑事沙汰になりますです。学校の先  
生だけならんということはないわけであって、こういう先生が復帰された後、復  
帰前、自分で自己申告されて行かれるわけですが、問題等が起きた場合、まず  
ないと思えますけども、あった場合は内部で処理をされるのか、それとも、これ  
が公になって手を出したりした場合は、保護者からのいろんな苦情あたり、教育  
委員会あたりにも来ると思えます。

そういう中で、あんまり言うと教職員ば何かいじめたごとになりますけんが、  
ちょっと言葉が考えて言わなんですけど、全部じゃないと思えます、確かに環  
境的には個人個人の環境が一番いかんと思えますけども、こういう先生に当  
たっては、もしもこうなった場合の対応策とか何か考えておられますか。これ  
はずっと引きずってきてますよね。今年だけがちょっと3名と多かっただと。  
去年は何名かちょっとお聞きしとらんけど、わからんけども、こういうもし  
もの場合の対応的な検討はされておるのか、お聞きしたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** メンタル面の疾病になってしまうという職員につ  
いて、例えば、鬱病ですとか気分障害ですとか、いろんな病名がありますけども、  
疾病でございませぬので、まず医療機関で受診をして、きちんとした治療を  
させるということが第一でございませぬ。その上で、医者がしばらくの休養が  
必要だという診断をした場合に休職をしたりするわけですが、休職から復  
帰するに当たりまして、常に医者の判断が大きく影響いたしまして、医者が  
もう大丈夫だろうと、通常の教職員としての職務にたえられるという判断を  
したときに、その診断書をもって、学校のほうで、もう大丈夫だろうという  
ことで判断しますということ、今度は県の教育委員会にそれを申し上げまし  
て、県の教育委員会のほうでも、県教育委員会で選任された医者が、また  
本人、そして校長にも面談をいたしまして、通常の職務に復帰することが  
可能だろうということで判断をします。そうやって復帰をした先生につ  
いては、当然、通常の教師としての教育活動が行われる。もし仮に、その  
ような先生が何らかの不祥事を起こした場合は、そういう疾病に関係なく、  
その責任は厳しく問われるものだというふうには思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** おおよそ、病院の診断のもとにという話だろうと思  
えますけども、小学校も、校長会あたりで、若干数名、見ただ目でおられる  
と思えますけども、そういう方はまだ病院の診断書も何もないわけだけ  
です。逆に言えば、日常の会話的指導の中で、そういう小学校の課程にあ  
っては、そういう先生が若干数名おられるという話です。しかし、中  
学校に関しては、自己申告をして、病院に行って診断書ももらってき  
なはった方がそういう状況にあるわけですから、小学校もちょっと  
チェックをしていただいて、

大ごとにならん前に、教育委員会としては連携していただきたいと思います。

次に移ります。

次は、中学校の課程、義務教育までの課程で卒業していくわけですが、その中の不登校児、不登校生徒、3年卒業した方の進学、いろいろあるかと思いますが、生徒の調査はされておるのか。卒業した後ですよ。そして、学校との連携はどこまで追跡調査あたりをされておるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 不登校児童生徒の追跡調査の件ですけれども、町のほうでは、教育委員会のほうにありますが、人権教育推進協議会というところの進路保障部会というところを通じて、甲佐中学校の卒業生等の状況の調査を行っております。

この調査におきましては、毎年12月から1月にかけて、卒業生、高校1年、2年、3年生、この3カ年間の卒業生の進学先のほうに文書による調査を行っているところです。この調査におきましては、不登校の生徒に特化した調査ではございませんで、卒業生全体の調査となっております。町教育委員会で何か独自でやっているかということにつきましては、教育委員会独自では行っておりません。

この中学校を卒業した子供たちの進学先の状況につきましては、まず初めに、春休みに進学先の高校の先生方との打ち合わせ、協議が行われます。その後に、状況に応じてですが、それぞれ中学校から、また高校側からというところで情報交換や、また高校のほうから問い合わせがあった場合には、それぞれ元担任の先生方とお話をされたりというような、そういう高校と中学校のほうでの連携はとっているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** この追跡調査というのは、仮に、義務教育の課程で不登校生徒とか、ちゃんと子供さんを義務教育の課程までは見守るという義務教育なりのあれですが、その他卒業した生徒、不登校生、それなりに学校を放棄した子供さんたちを、進路保障協議会では高校3年間追跡調査をされるということで、これは、進路保障協議会のほうでされるということになっておりますけれども、これをまた進路保障部会は、教育委員会の事業ですね、これは。その中で、もう少し教育委員会のほうも、ただマンネリ化した保障部会じゃなくて、その中で意見をちゃんと取りまとめて、こういう公の場で、そういう生徒がどうなったかというのを、ちゃんと学校と連携してしていただきたいと思います。

次に入ります。

最後になりますけれども、教育制度改正に伴い、いろいろ難しいところもありますけれども、個人的に考えると、今、教育職の中で教育長がおられると。現場主体の教育長、学校教育課長、いろいろおられるかと思いますが、その中で、今回から町長が発言をしていいという、中に入ってもいいという話になっておりますけれども、自分個人としては、現場を踏んでいる方々と、仮に今回から町長が入って政治的介入、いろいろあるんじゃないかと自分では考えるわけではございませんけれども、教育長と町長の意見が真っ向から反対し

た場合は、町長の意見が通るんじゃないかという自分なりの判断を持っておりますけども、町長主導の教育体制になりはしないのかというふうに思いますけども、その点、町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回の教育制度の改革で随分御心配をなさっているような節の御質問でありますけれども、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年の4月1日から施行されております。

ポイントといたしましては、まず1番目に、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、それから2番目に、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、三つ目に、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すると。これは首長が招集をいたします。それと四つ目に、教育に関する大綱を首長が策定するというような事柄に、大きく四つに分けると、そういう内容になっております。

なぜこのような改正がなされたかということでもありますけれども、これまで教育委員会の課題が幾つかあったかと思えます。そういったことを整理されて、教育行政における責任体制の明確化でありますとか、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、それと、地域の民意を代表する首長との連携の強化、さらには、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できるということを明確化しようということになりました。

確かに、各自治体の首長が教育に携わる、参入する、参画するという事柄については、以前に比べますと随分その比率は大きくなっていくというふうに考えております。ただ、御心配の政治的介入といいますか、そういった点については、政治的中立性の確保ということも言われておまして、教育委員会は引き続き執行機関であること、それと、総合教育会議で首長と協議、調整は行いますけれども、最終的な執行権限は教育委員会に授与されています。

それと、総合教育会議の中で協議、調整事項といたしましては、一つ目には教育行政の大綱の策定、二つ目には教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、三つ目に児童生徒等の生命身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置などがうたわれております。したがって、首長が教育行政に果たす役割や責任も明確化をされています。

これらのことによりまして、両者が教育政策の方向性を共有して、一致して執行に当たるものというふうに理解をしております。

また、大綱については、教育長、それから首長のほうとで調整をされますけれども、調整された後は、尊重義務が生ずるといふふうにもうたわれているところでありますので、議員御心配の向きは、心配ないというふうに判断をしているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 心配ないというけど、心配しとるけん、ちょっと言いよるだけの話であってですね。教育行政に当たっては、町長と教育長、教育長部局内の定期的な現

況報告なり、意見交換なりも必要かと思えます。また、町長も、また町長選に向けて、いろんなマニフェストあたりを書かれると思えますけれども、最重要課題として、不登校0、学力向上、県レベルに近づくように行っていただければと思えますけれども、その点いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まず、一番最初の御指摘事項でありますけれども、考え方については、先ほど私が答弁の中で申し上げたとおりであります。さらに申し上げるならば、週1回、現在金曜日に行事調整会議を早朝から行っております。その会議が終了した後に、定期的に、週1回程度、教育長と、それから町の私なり副町長なり、情報報告とか、そういったこともあわせたところで会議をやろうという事柄を今話し合いをしているところであります。

それと、2点目の件でありますけれども、これまでも2期8年間の中で政策目標を立ててまいりました。その中に、教育関係についても、各項目の中で、その重要性を捉えて盛り込んできたところであります。

議員の今日の御質問の中にあります学力レベルの向上、それと、不登校に対する御指摘、私もこの件については関心を持っておりますし、是非、次期の政策目標の中で、ただいまの項目については盛り込みたいという考えを持っているところでありまして、その点については私も同感であります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 是非、子供たちの学力向上、不登校0に対して、執行部あたりみんなで、町民も一緒に考えていくべきじゃなかろうかと思えますので、是非、そういうふうにしていただきたいと思えます。

未来の希望、活気のあるリーダー的子供たちが、環境、学力的に、向上しますよう、強く私自身望みまして、一般質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。55分から再開いたします。

---

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 一般質問通告書の順序に従って質問を行いたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず初めに、町営住宅の問題、建て替えの問題について質問を行います。5点ほど同時に質問を行いますので、よろしくお願いします。

町営住宅の建て替えについて、質問1、今居住されている上揚町営住宅は、希望すれば、いつまで住み続けられるのか。2番目、旧町営住宅から新町営住宅に移転する場合の引っ越しの費用についてはどうなっているのか。3つ目、旧町営住宅と新町営住宅との家賃の比較はどうか、家賃以外での負担増はないのか。4番目、減免措置はないのでしょうか。5番目が、町営住宅について、建て替えでなく耐震補強ではいけないのか。この5点についてお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、お答えしたいと思います。

まず、第1点目の今居住されている方は、いつまで上揚住宅を引っ越せばいいかという質問につきましては、今から、上揚住宅の整備計画をつくっていきますので、予定でいけば、来年度、測量設計等をいたしまして、順次棟を建設していきますので、今の計画で申し上げますと、平成32年とか33年になると思われま。具体的な年数は、今のところはっきり何年までということはお答えすることはできないように思います。

続きまして、引っ越しの費用についてですけれども、引っ越しの費用につきましては、家族構成ですとか、電話があるかないかで、若干の費用の違いはございますけれども、大体今までの立岩住宅の引っ越しのときの費用を参考にしてみますと、大体1世帯当たり23万円から25万円程度出ておりおります。

それと、新築にした場合と、これまでの家賃の比較はどうかということなんですけれども、新しい住宅になりますと、当然、家賃のほうは上がります。新家賃を決定する場合には家賃の経過年数等も考慮しますので、建て替え前の家賃より高くなります。しかし、町営住宅は、低所得者向けの住宅であるため、家賃が急激に高くなることを避けて、家賃の緩和措置としまして、5年間の段階的な負担調整を行っております。この制度は、建て替え後の新家賃から従前の建て替え前の家賃を差し引きまして、その差額を、段階的に引き上げるという制度でございます。6年目で本来の家賃に戻っていくこととなります。

これまでの立岩団地の経緯で申しますと、平均的に、これまでの家賃7,000円程度の方が、建て替え後には約大体1万7,000円程度になりました。1万円の差がありますので、約2,000円程度毎年引き上げまして、6年目で本来の家賃1万7,000円に戻ることとなります。新家賃の比較は以上でございます。

それと、家賃の減免措置はあるかという質問につきまして回答いたします。

今お話ししました負担調整とは別に、所得に応じて家賃の減免措置を行っております。これは、各世帯の所得額で減免率が決定されております。減免の基準といたしましては、生活保護基準程度以下の収入の世帯が対象となります。家族構成、年齢により違いはありますが、減免率が50%減免、30%減免、20%減免の3段階の減免措置があります。

続きまして、5番目の耐震補強じゃなくて、なぜ新築かという問いにお答えしたいと思います。

上揚住宅の場合は、下のほうの古い住宅が昭和45年に建設されております。建築後45年を経過しましたので建て替えと判定いたしました。これは、住宅の大部分の構造が、簡易耐火構造のブロック造で建築してありますし、簡易耐火造の平屋造の法定耐用年数が30年となっていることから、本町の住宅で最も古い住宅が45年を経過していることを踏まえ、住宅建設から45年を経過する住宅を建て替え、または用途廃止の1次判定基準と設定したところでございます。

上揚住宅の場合につきましては、下のほうの古い団地が建築後45年を経過しておりますので、建て替えという判断です。上の段の団地は、昭和52年、53年建築で、まだ45年を経過しておりませんが、2次判定基準といたしまして、住宅そのものの安全性を評価するため、耐震基準を満たしているかどうかを判定基準といたしました。

耐震基準については、昭和56年に基準が大きく改正され、上揚住宅については、昭和56年以前の建物で、新耐震基準を満たしておりませんので、耐震改修をするか、建て替えをするかということになりますが、上揚住宅の場合は、住宅の躯体本体がコンクリートブロック造でつくってありまして、その空洞部分が砂で充てんされております。本来ならば、コンクリートですとか、モルタルで充てんするところが、56年以前の建物で砂で充てんしてあること、また、鉄筋等の量も不足してしていることから、耐震改修をすること自体ができない建物という判断で、新耐震基準を満たしていないということで、入居者の安全と居住環境の改善を図るために、上揚住宅のほうは建て替えを行うように計画をしております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今から4年ほど前の平成23年11月に、町営住宅居住者のアンケートというのが行われまして、上揚住宅の世帯主の年齢というのは、60歳を超える方が60%以上になっております。年金などの収入で生計を立てられている方が多くなると思いますが、そうした方々の一番の不安は家賃などの増加であるというふうに思います。建てかえて新築となれば、どうしても家賃の値上げというのは避けられないと考えます。しかしながら、居住者の方々の将来への不安から、納得いただいて、新しい住宅に居住されるための努力というのは、町として必要であるというふうに考えます。

平成25年10月には、町営住宅建て替え計画に係る入居者説明会が行われていますが、その資料を拝見しますと、減免措置については説明資料には記載がございません。この点で、説明があったかということをお尋ねします。

それとまた、耐震補強はできないことを居住者に納得いただいているかということについても、なかなかまだ納得をいただいてない方もいらっしゃるんじゃないかということですね。それで、私は、減免措置の説明と、建て替えなければならない旨の説明をもう一度行って、居住者の方々に十分納得いただく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** これから建て替えた場合の減免の措置につきましては、現在居住されている皆様につきましては、今後アンケートと、説明会を開催しまして現在住まわれている方の意向等を聞きまして、減免に納得できるような説明をしていきたいと思っております。

それと、耐震についての説明ですけれども、現在の建物が耐震基準を満たしていないということから、耐震改修自体が無理だという判断ですので、入居者の皆様方には、今後そういったところの説明をきめ細やかにして、住宅は建て替えを行うというふうに説明をしてまいりたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 私のほうからもちよっと補足して答弁させてください。

議員御指摘の意味については、分からない訳でもありません。ただ、町が住宅を提供しているということに関しては、耐震基準を満たしていないままの状況で住んでいただくということは、非常に我々としては心配がございます。そういった局面については解消を図るべきだという考えで、今回の建て替えについての方向性を探ってきたわけでありまして。

それと、家賃の問題、確かに今住んでおられる居住者の方々については、非常に関心が高いでありましょうし、非常に厳しい面もあるかもしれません。ただ、家賃そのものの設定については、先ほどお話があっているように、所得の問題もありますし、その辺は、ある程度民間の価格に比べて相当額下げた設定をまずさせていただいているということがあります。それと、公営住宅法に準じた恐らく基準というのもあろうかと思っておりますし、他の自治体と比べてたよきの本町における価格の設定、そういったことも考慮すべきだろうというふうに思っております。

また、先だって完成をしております立岩団地との価格の整合性も図らなくてはなりませんので、減免についても、5割、3割、2割といった措置もさせていただいておりますし、それから、激変緩和策として段階的に本来の家賃に持っていくという考え方もあわせて持っておりますので、是非、その点は、御了解、御理解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 建設課長、また、奥名町長のほうから答弁をいただきまして、私としては、まだ少なからず建て替えを納得されてない方もいらっしゃるし、先ほども申し上げましたように、やっぱり居住者の一番の不安は、これからの収入と必要な経費、家賃等を含めて、支払いが厳しくなることへの不安、そういったことをできるだけ解消するという措置は、町として責任ある措置が必要だと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

この町営住宅の問題について最後の質問になりますが、甲佐町町営住宅等の整備基準を定める条例の第4条には、良好な居住環境の確保として、町営住宅等は、安全、衛生、美観などを考慮し、かつ入居者などにとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないというふうにあります。この点で、上揚住宅、私が見る範囲においては、桜とか



ポプラとか、植えられたものがそのままの状態が大きくなって、居住者から見ると見渡しもよくないような状況になっているんじゃないかというふうに考えます。そういった点では、住民からの要望があるなしにかかわらず、町として一定程度、そういうふうな美観を考える、衛生、安全、そういったことを考えるという意味では、措置が必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまの件については、今後計画をする際に、頭の中に置いて整備計画を立てたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 続いて、2番の緑川の水質環境について質問を進めていきたいと思っております。

緑川の水質環境について、まず質問第1で、第6次町の総合計画において、上水道の整備及び生活排水対策は、具体的な数値目標を掲げてありますが、現在の時点ではどうなっていますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 御質問の件について御回答させていただきます。

総合計画における目標値ですが、目標年度平成27年度末で、合併処理浄化槽の設置基数1,559基と記載されております。現状ですけれど、平成26年度末の実績でございます。町、県、国の補助で設置した合併処理浄化槽の基数が1,479基となっております。差が80基ございますので、今年度、80基設置するように努力していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** わかりました。

続いて、緑川の水質について調査をされていると思いますが、その数値についてはどうなっているか、また、データは町民に公開されていますでしょうか。

もう1点、九州の1級河川の中で、緑川の水質はどの位置にあるのか。きれいなほうから何番目でしょうか。よろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 御質問の緑川の水質検査の状況ですけれども、町では定期的に水質検査を実施しておりまして、現在、業者に委託しまして、緑川を2カ所、大井手川を2カ所、年2回行っております。

検査項目としましては4項目、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群の四つを行っておりますが、調査を始めましたのは平成8年からで、大体年1ペースで行っておりまして、データは持っておりますが、これまで公表したことはございません。

水質につきましてですけれども、データを見てみますと、ここ10年間、環境基準内で推移しておりまして、水質的には余り変化がないということになっております。また、県と

国交省でも調査を行われていまして、そちらのデータは県のホームページで公表されております。その結果、乙女橋で若干BODの数値がよくなっているのではないかというふうに思われます。

それと、緑川の水質が県内の1級河川で何番目かというのについては、詳しく分析していないので、ここでお答えすることは、申しわけありませんができません。後で報告させていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 緑川の水質について今お答えいただきましたが、私が、水質のデータをいただいている中では、基準値というのがありますが、それを超えている部分、今おっしゃった四つの基準の中で、二つほど基準を超えているじゃないかというふうに思われる部分がありますけど、そのことは大丈夫なんでしょうか。

もう1点、私が質問したのは、熊本県内じゃなくて、九州の1級河川で緑川の水質の状況はどうかということで、それは後で結構なんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 水質基準でオーバーしているのが見られるというのが、生物化学的酸素要求量、BODと言われるものと、大腸菌群数でございますが、どちらも生活排水が原因で数値が悪くなっていると考えられますので、引き続き合併処理浄化槽の普及に力を入れて、数値が基準値内におさまりますよう努めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 緑川の水質については、町として特に関心を持って、その情報は、町民や関心を持つ県民に、私は公開する必要があるというふうに思います。

町のホームページに、その時々最新のデータを公開することによって、町民が緑川の水質について関心を持つこともできるし、町が緑川の浄化に前向きだということをアピールすることにもなると思います。そのことがまた、緑川の水の浄化につながるものと考えます。

その点については、今私が言いましたデータの公開、またそれをホームページ上に載せるとかという工夫をやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ホームページに掲載するかどうかは別といたしまして、ちょっと町のこれまでの対応等について、若干私のほうから説明させていただきます。

まず、緑川の水質等についてでありますとか、それから、要するに雨が降った後の河川の濁りの解消の期間の短縮について、随分御意見等もいただいていたわけでありまして、そこで、平成23年の8月に緑川ダム管理所のほうに出向きまして、そういった状況を説明をしていただいたところであります。

現在、御承知のとおり、ダムに堰堤に選択取水の設備がつくられております。これは以前から、甲佐町のほうではこの選択取水についての要望をずっとやってきた経緯がありまして、現在はその設備ができて、要するに、表面水のきれいな水を選択して、それを下流のほうに流す、そういった方策がとられております。そういった状況で、水質そのものについては、ダムからの放流水に向上しているんだという御説明をいただきました。また、数値的なもの、それから、水位についてのグラフ等も説明をいただいたわけでありまして。

ただ、昔の、昔というは御無礼ですけども、年配の方々からすると、ダムができていた以前の水質状況については随分御存じでありますし、ダムの場合は、1度貯留をし、そして放水するというところで、そういう場合と、ダムがない自然流下とありまして、当然、この水質の違い、あるいは濁りの解消期間について違いがあるというのは、これは間違いのない事実だと思います。

そこで、町のほうは、先ほどから課長が申し上げておりますとおり、甲佐町としては、とにかく生活排水をきれいにして、浄化して、緑川に流すということを考えて、これまで普及率の向上にも努めているところでもあります。

それと、緑川河川環境懇談会というものを、国土交通省、それから熊本河川国土事務所が事務局になっていただいて、近隣の流域の町村の代表、もちろん甲佐町もその中に入っております、そういう関係者の方々が集まった中で、緑川の河川環境の現状課題、あるいは、これまで行われてきた環境保全対策や他の河川の事例、それに緑川における今後の対応策、そういったことの協議、意見交換を行っております。いろんな手法等もありますので、先進地的な取り組み等もお話いただきながら、ダムのほう、それから国交省河川国道事務所のほうも、いろんな研究をなされていることと思っております。

また、甲佐町の議会においても、25年の10月に国会議員の先生宛てに、河川環境の改善ということで要望活動を行っているところでもあります。

今後の方向としては、そういう関係機関、団体等に現状のことをお話ししながら理解していただいて、さらに水質浄化に取り組みたいという考えを持っているところでもあります。

そこで、資料のホームページの公開という話もありましたけれども、そういったことで、何が原因でそういう状況になっているかということ、ちゃんと我々は説明しなくてはなりません。それが基礎資料として変な誤解を生むようなことになってしまつては、これもまた困りますので、そういった数値の公開等については、関係機関ときちんと協議をして、理解を得た上で掲載すべきだという考えを持っているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** ありがとうございます。

続いて、町長は、平成23年の町長就任の挨拶の中で、小型合併浄化槽の普及促進を挙げられて、今年の年頭挨拶の中でも、清流緑川を抱える本町として環境保全に全力を尽くすということをおっしゃっておられます。

現在、町は、水の浄化を進めるために、合併浄化槽の設置を促進するというところで、そ

のための費用の一部を負担するということがされていらっしゃると思いますが、この合併浄化槽の設置をなお一層促進するためには、他の単独浄化槽などと比較して維持管理費が高くなっておりますが、そういった点を考慮して、維持管理費の一部を補助するということも、私としては必要ではないかというふうに思いますが、その点について、町としての考えはどうかということでお尋ねをしたいと思います。

その関連で、先ほど報告がありましたが、今年度80基と。今までの実績を見ますと、ここ数年は、60台、50台ということで、合併浄化槽の設置がちょっと落ちています。そして、今年度は80とおっしゃっておりますが、これからの目標、総合計画による目標を達成するためには、90基ということをして28年度ぐらいからかからないと目標には達成しないと。そういうようなことを考えたら、維持管理費を補助している自治体もあります。そういった点で、より実際に確実に促進するためには、そういった手だても必要ではないかというふうに思います。

それともう1点、浄化槽の検査――法定検査、保守点検、清掃というのもきちんとしていただければ、せっかく浄化槽をつくっても、検査なしでは水の浄化にはつながらないと思います。この点についての状況と対策はどうなっているかお尋ねします。

2点ですが、よろしくをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 合併浄化槽の設置件数が近年減っているという御指摘がただいまありました。この理由として考えられる一つは、新築の住宅着工件数が減っている。当然、そのことによって、合併浄化槽、今は新築の場合、全て合併浄化槽を設置されますので、全体のパイからしたときの率から言ったら減ってくるということは、御理解いただけるとと思います。

ただ、近年の傾向として、以前よりも、そういった町で今、手だてをやっておりますので、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえ、あるいは、くみ取りから合併浄化槽への切りかえ等については、幾分か上向きで来ているんじゃないかと思っております。

ただ、総合計画で定めております数字まで行くには、もうちょっと努力しないと達成が困難であるということは現実の問題かなと思っております。

そこで、今いろいろ議員のほうから、維持管理費、あるいは検査費用についての町の費用負担、助成についてのお話もありました。この件については、今ここで即答できませんけれども、今後、普及していく上での方策としての一つの方法として、検討の中の一つに加えたいというふうに考えます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 続けて行きます。

先ほど、町長のほうから、緑川ダム管理所のほうにもダム湖の浄化ということで働きかけをされていらっしゃるということで、私も知りませんでしたので、その点は、さすがというか、当然だというか、そういうふうに感じております。

それで、環境と生活の緑川というのは大動脈だというふうに思いますが、本当に、積極的に清流といえるように浄化を図っていくためには、生活排水対策とか、河川改修、その他もろもろの施策が町として大事だと思いますが、町長も今おっしゃいましたが、緑川自体の川の浄化というのをもっと進める必要があるんじゃないかというふうに思います。かつてのような清流に戻すというのは限界があるかもしれませんが、それに近づけるということは私はできるんじゃないかというふうに思います。それは、今お話がありましたように、ダムによる影響をできるだけ抑える必要があります。そのためには、ダムを管理する九電、県、国に対して、ダムによってためられた水の浄化をもっと徹底して実行されるように働きかける必要があるというふうに思います。

私も、先日、緑川ダム、緑川をずっと上流を山都まで上って見てきました。緑川ダムにおいては、先ほど町長もお話がありました、ダム湖の水の浄化等をするために、これは緑川管理所ホームページに載っておりましたが、流入制御フェンス、それと曝気式循環装置という二つの装置で水の浄化を図っていくということが載っておりました。二つの浄化措置がありましたけど、緑川ダム湖というのは大量の水をためているということで、私としては、この施設の数倍の施設が必要ではないかという感じを受けました。

もう1点、ダム湖の上流には砂利がたまっております。かつてダムのなかった緑川は、川の至るところに砂利がたまっていて、その砂利が水を浄化する役割を果たしていたというふうに思います。水の浄化には、砂利は欠かせないものというふうに考えます。そういう点では、働きかけをされているというお話がありました、もっとダム湖の水をきれいにするように働きかけていただいて、また、ダム湖の水の浄化だけではなくて、そういうふうに、水を浄化するためには、例えば、ダム湖にたまっている砂利を下流に流すというふうな方法も一つの方法ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ダムの目的については治水という目的もありますんで、その設置意義というのは私は非常に感じているところであります。

ただいまのお話でありますけれども、砂利を流すことによって浄化できると。実は、河川管理、緑川の河川環境懇談会の中でも、国土交通省のほうから、そういった効果があるというお話は聞いております。フラッシング効果が期待できるという点については会議の中でも出ておりますし、それが有効な手段ということであれば、当然これは緑川漁協さんとも協議等が必要になってくるかと思っておりますけれども、そういう協議会の中でも、一つの方策としてのお話を私のほうからも、またさせていただきたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 町長とも、共通認識が持てる場所があると思っておりますが、緑川の浄化には、上流から下流まで関係する各自治体、また、国、県、企業などとの連携が必要になると思っております。町独自の努力とあわせて、関係各機関と連携することによって緑川の浄化を進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

役場職員の再任用についてということで、平成25年に60歳定年退職となる職員から、退職共済年金の比例報酬部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げることに伴って、60歳で定年退職した職員については、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続が図られる必要があつて、そのために、任命権者は平成25年度以降に定年退職する職員が、退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者については再任用とするものの方針が閣議決定をされております。これは平成25年3月です。

このような中で、甲佐町において職員の再任用の状況はどうなっていますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** お答えをいたします。

甲佐町におきましても、甲佐町の職員の再任用に関する条例というのを制定をしておるところでございまして、こちらは平成17年4月1日から施行をしておるという状況でございます。

本年度も含め、これまで延べ7名を再任用職員として採用しておるところでございまして、本年度27年におきましても、3名の職員を再任用職員として採用しておる状況でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 平成19年から平成26年度までに定年退職した方が47名で、今おっしゃったように、再任用者が7名ということですが、退職した人数から比べれば、再任用の方が少ないのではないかというふうに感じております。

これまで、比例報酬部分については60歳から支給されていた時期もありますが、平成25年からは比例報酬部分は段階的に引き上げられて、平成33年度からは比例報酬部分はなくなって、退職共済年金と老齢基礎年金が65歳支給となって、完全に5年間は無収入期間になります。ほとんどの方は再任用をしなければ生活のめどが厳しくなるというふうに思います。その点では、町職場の中に、再任用を受け入れる体制をしっかりとつくっていく必要があるというふうに思います。

また、その再任をされる職員も、受け入れる職場も、お互いに心構えを事前に持つように職員研修なども必要になると思いますが、再任用制度に関する研修などは実施されていますでしょうか。いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 再任用に関する研修につきましては特に行ってはおりませんが、対象となられる皆さん方につきましては、二、三年前ぐらいから再任用の希望調査というのを行ってございまして、その中で、再任用に関する段階的な引き上げということあたりにつきましては文書でお示しをしまして、希望調査を行って周知をしておるといふ状況でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 再任用の対象になられる方というのも、そういった、当然、希

望調査も必要ですし、心構えも必要だというふうに思います。大体、定年退職される多くの方が管理職をされていると。その方が再任用の場合は全く肩書がつかないような状態になりますので、そういった場合、今まで上司と部下とかの関係ということが、がらっと変わってくるわけですね。そういった場合に、再任用を希望される職員と、あわせて職場の中でもそういった方を受け入れる心構え、何でもこういう制度があるのかということもお互いにしっかり認識しないと、職場の中がぎくしゃくする可能性があると思うんですよ。そういった点では、私は、こういった研修といいますか、は必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 確かに議員おっしゃいますとおり、今まで課長として、上司として、部下職員、指揮命令を行っていた職員が、あくまでも希望ではありますけれども、本人さんの希望によって再任用される、希望をされるということでありまして、再任用をされた職員さん、それなりの覚悟を持って再任用を希望されるところでありますけれども、そこを受け入れる職員、今まで部下として仕事を行ってきた職員につきましては、今まで課長職として業務を行っていた状況から、今度は逆に同僚みたいな形で仕事をするといったところも、確かに心構えあたりは必要かなというところがございますので、その辺の研修のあり方については、今後検討していきたいというふうに思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 先ほどもお話ししましたが、平成33年度からは全て年金は65歳と。定年は60歳ですから、5年間の空白ができるわけですね。だから、今までは報酬比例部分でつなぎができていたのが、ちょっとつなぎができなくなる形ですね。だんだん段階的にですね。そういった意味では、今までよりも希望者が増える可能性も出てくるというふうに思います。そういった点では、スムーズに再任用の流れができるように、職場の受け入れ態勢ということは必要かというふうに思います。

そういった点では、今、希望者が少ないというのは、1年後ぐらいには、比例報酬部分でも来るからというふうな思いと、もう1点は、職場の中に受け入れ体制がまだしっかりできてないというところで、やはり不安を持って希望はしないでおこうという方が多いのではないかという、これはもう一つの推測ではありますが、というふうに思います。

そういった点では、再任用制度、その受け入れ体制について、町長はどういうふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 再任用制度については、先ほどからお話に出ているとおり、職員の雇用と年金との接続を考えた場合には是非必要ということを思います。

ただ、希望者が今、退職者数に対して、再任用を希望される方が、率からするとそう多くはないような数字でありますけれども、これは個人個人の考え方もありまじょうし、先ほどからお話に出ていますとおり、管理職の立場におられた方が、翌年は部下としてその仕事に携わるということでありまして、特に何か切り離された専門的な仕事をされる

場合には、そう抵抗といいますか、そういった感じはしないんでしょうけれども、一般的な事務作業をやる場合には、どうしてもそういった思いが御本人さんにはあるのかなとは感じております。

研修等のお話もありましたけれども、一度、そういう対象者に対して、どういう思われるか聞いてみたいとは思いますが、制度自体については、これはやぶさかではありませんし、国もそういった制度でやっていますので、町としても、当然、継続してこういう形をとらせていただくということには間違いありません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 町長のほうも、この制度のもとに、職員がいろんな思いがあるということから、希望しない人が多いんじゃないかという話がありましたが、制度としては5年間の空白ということのはっきり見えていますので、そういったところで、退職する職員に不安を抱かせないような職場の体制づくりを、是非お願いしたいというふうに思います。

続いて、最後の質問に移っていきます。

（仮称）町道乙女橋御船線の必要性について、この路線について町民が納得できる具体的な説明をということで、去る3月議会の一般質問において、この問題について私が質問を行いました。その内容を要点だけ振り返りますと、昨年9月議会で、町長が町道建設理由として、一つは御船インターのアクセス道路として期待できる、二つ目に乙女台地開発を誘発する幹線道路になるとして、当年12月の道路整備5カ年計画に載せられているというふうに思います。

しかしながら、私は一つ、御船インターアクセスの件につきまして、（仮称）乙女橋御船線の先の道路、御船白旗線というのは道幅が狭くて、拡張されなければ利用価値がないと。また、起点を松ヶ崎妙見谷線とすれば、御船インターへは距離的に長いものとなって、アクセス道路としては利用価値が少ない。さらに、町道山出県道線を利用したほうが距離的にも短く、利用価値がそちらのほうが高いと、よって、町道新設の必要はないと。

二つ目に、乙女台地開発誘発の件については、田口橋の改修、また、城南にスマートインターチェンジ開設の予定があることから、そちらからのアクセスが可能となれば、町道新設の意味がなくなるのではないかと。

3点目、御船町内に甲佐町の資金で町道をつくることに、町民の理解と納得は難しいのではないかと。財源の根拠も不明確なのに町民の理解は得られないと問いかけましたけれども、町長はそのときの答弁で、開発が先か、それとも道路整備等の社会資本整備が先か、それをうまく並行していくのが私なりのやり方、ですから、今の段階では、目に見えないところも、ひいては何年後か、10年後か先には、成功したときには町民に喜んでもらえるかと答弁をいただいております。

私のその三つの問いかけに対して、私としては、具体的なお答えではなく、いわば、抽象的な回答ではなかったかというふうに感じました。



再度、この町道新設問題について、今述べました3点についてお尋ねをいたしますので、私にも町民の皆さんにも理解できるような具体的な回答をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 乙女橋御船線の整備については、理由については、この前3月議会の中で私の一般質問で答弁した内容と同じということになりはしないかと思います。

考え方としては、確かに、今の段階では抽象的なお話かもしれませども、具体的に、例えば、企業先、誘致先が決まっているとか、そういうことであるなら、もっと具体的な御説明も、数字的な御説明もできるかもしれません。費用対効果については、十分その効果が高いということは自分では認識しております。それと、現在、松ヶ崎妙見谷線の道路改良工事を行っております。これが御船方面まで延びる今回の乙女橋御船線の整備をやらなかった場合、その費用対効果というのは逆に随分少なくなってしまう、そういうおそれを私は十分感じております。

当然、おっしゃるように、御船町のほうでやってもらうところを整備していただけないと、おっしゃるような効果、整備効果はあらわれないということは十分わかっておりますので、それは当然、御船町さんのほうにも、この路線の重要性、それと両町にとってのメリット等について、今度新しく御船のほうも町長が誕生されておりますので、甲佐町側としては、道路整備5カ年計画の中でこの事業を取り上げて、計画の中に入れております。そういったことも、新町長には甲佐町の考え方を十分に説明した中で、是非、両町の協力によって、この路線を整備させたいという考えでおります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今、町長のほうから回答いただきまして、一つは御船町の町長が変わられましたので、新町長に対して働きかけをされるということで、今の時点では、別に御船町に対しては働きかけはされていらっしゃらないということではよろしいのでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 公式的にはやってないといった言葉が適当だろうと思います。ただ、いろんな会合の席では、私の考え方、それから町として、今後、この整備についての意義等については、お話をさせていただいているということでもありますので、全く、この件について御船側は知っておられないかといったら、そうではございません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 時間的にもう最後になるかと思うんですが、今、回答の中で、町長は、この路線をつくるのが費用対効果が高いというふうな、今お話だったと思うんですが、その根拠は何かをちょっと言っただけならばというふうに思いますが。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 整備しなかった場合、現在工事を行っております松ヶ崎妙見谷線の整備費用の費用対効果が下がってしまうんじゃないかということを申し上げたところ  
であります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 今、費用対効果のことでお話がありましたが、現在つくられている松ヶ崎妙見谷線、今工事中で、もうしばらくすれば完成するかと思うんですが、その路線というのは、この（仮称）町道乙女橋御船線につなぐことも一つの目的であったというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 以前にもずっとお話ししておりますけれども、この路線については、佐野議員よりもずっと前の議会の段階ですよ。私も議場でまだ議員として活動しておりましたところよりも前から、恐らくこの路線の重要性、必要性については、お話があったと記憶しております。いろいろ考え方はあるかもしれませけれども、必要がないとおっしゃる方もおられれば、私は必要だということで、これまで議会活動をされてこられた議員の先輩方のお話も聞いておりますし、私は私なりに、その必要性を感じて、これまで来ております。

そういうことで、整備計画の中にも搭載させていただいて、今後、この路線整備を是非やりたいということでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** この点については、意見の一致というのはなかなか厳しいところがございますが、時間の関係もございますので、私の質問は、今日は4点で終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。12時50分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時47分

再開 午後0時51分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず初めに、学校教育についてお尋ねいたします。

本年4月から新しく教育長として赴任されましたが、その教育長の教育に対する思い、また、これから甲佐町の教育について、どういうふうにしていきたいか、その思いについてお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 教育長の教育に対する思い、教育方針等についてのお尋ねにお答えをいたします。

これまで本甲佐町では、甲佐町総合計画の前期基本計画の柱の一つとして、人を育み、交流する町、教育文化の向上を掲げるとともに、教育委員会が策定いたしました甲佐町教育振興基本計画に基づいて教育行政が遂行されてまいりました。基本的にはそれらを踏襲しつつも、時代の変化に対応した教育行政が必要であろうと考えています。

まず、学校教育に関してですけれども、今の子供たちは、少子高齢化、グローバル化、情報化の進展、ライフスタイルの変化、価値観の多様化など急激に変化する未来社会に生きていかねばなりません。そのことを踏まえ、子供たちに未来を力強く生きる力をつけてやるのが重要だと考えております。

教育基本法でうたわれております教育の目標、目的、人格の完成を目指す、このことを根底におきまして、家庭、学校、地域が密接に連携して子供の教育に取り組んでいく必要があると考えています。その上で、道徳教育や人権教育の充実を図り、心身ともに健やかな徳のある人間、すなわち豊かな心を育てることが重要だと考えます。また、我が国や郷土の文化・伝統等に関する深い理解に基づいた、グローバル社会に対応できる国際感覚の育成、それと英語教育の充実なども必要である、重要であると考えております。さらに一人一人の個に応じた確かな学力の保障も極めて重要です。

知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲ですとか、自分で課題を見つけて、自分で学んで、自主的に判断をして、行動して、よりよく問題を解決する資質や能力までも含めた学力をしっかりと身につけさせることが重要であると考えております。また、これら豊かな心や確かな学力を支える、健康や体力も重要であることは言うまでもございません。学校、保護者、地域社会の連携のもとに、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成に全力で取り組んでいきたいと思っております。

次に、社会教育に関してですけれども、人が生涯を通して学び続けることは、健康で活力ある豊かな生活を創造することにつながります。総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ活動、公民館活動などの文化的活動、国際交流活動など、生涯学習の振興、充実に努めるとともに、甲佐町の文化・伝統を保存し、後世に伝えていくことも重要な使命であると考えております。

また、本町の教育環境の整備と、町の活力の創造にもつながる県立甲佐高等学校への支援についても、甲佐高校や県教育委員会と協議して、連携をとりながら取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** ありがとうございます。今教育長から、これからの甲佐町の教育方針、また思いをお聞きしたところでございます。その中で、教育長として、自分が教育長としてこれからされるわけですけれども、特に力を入れたいことというのが、今の基本計画とか思いとか、そういうのを総合的にお話いただきましたけれども、特に、この1点だけはとか、そういう思いがございましたら教えていただきたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 知・徳・体のバランスのとれたという表現をいたしましたけれども、この知・徳・体、どれが最も重要だということはございませんけれども、私としては、道徳教育の充実、心を育てていくこと、心の健康、ここが一番最初に取り組むべきことではないかなと。そのことによって、少々病気をしておっても、それを乗り越えていける強い心、そういうものができていくんじゃないかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、午前中の質疑でもありましたけれども、確かな学力をつける、このこと、この二つの点を特に重要に捉えていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** ありがとうございます。

道徳教育と確かな学力ということで、是非力を入れてやっていただきたいなと思っております。一、二年後ぐらいに、それがどうだったのか、どのように変わったのか、また、そういうのを再確認できたらいいのではないかなと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

続きまして、通学路の安全確認について質問させていただきますけれども、これは、もう何点か一般質問の中で尋ねてきたものでございますけれども、通学路の安全確認について、先生等、また教育委員会等で通ってみて、再度危なくないか、そういった確認をしたらどうかという提案をさせていただきましたけれども、その後どうなっているのでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 通学路の安全確認についてということでお答えいたします。

通学に関しましては、先ほど議員さんからも言われましたように、年度の初めに、学校、また保護者、地域の方の協力のもとに点検をしたりしているところでございます。その点検の結果、保護者から上がってきた箇所等につきましては、速やかに道路管理者に要望を上げているところでございます。

その後、教育委員会のほうで調査といいますか、通学路の防犯灯につきまして調査を行っております。その中で、通学路の延長と申しますか、中学校から各地域までの幹線的な道路、そういったところを確認いたしまして、それで全長が約33キロほどございました。その中で、防犯灯が整備されている路線につきましては、約17キロでございました。カバー率で言いますと、51.5%程度が、現在のところ防犯灯が設置されているところで確認をしているところです。

今後は、この調査をもとにいたしまして、教育委員会、また、学校、町長部局と連携を

図りながら、改修計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、今確認していただいたというふうにお聞きしました。そういうふうで、通学路に対して、現地を確認された時期とか、そういうのがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 通学路のこの街灯・防犯灯の調査におきましては、5月の末ぐらいに行っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね。5月の末ごろされたということでございますけれども、できれば、冬場の早く暗くなる時期に、もう一度確認していただければ、また違った部分が見えてくるのではないのかなど。5月、6月と、そのあたりですと、もう大体7時ぐらいでも明るいですよ。12月になると、もう5時ぐらいから暗くなっておりますので、そのあたりの確認する時期も、また再度検討していただければと思います。

通学路の安全確認については、もうしていただいているということで、あとはその整備できているところが51.5%ですか、残り48.5%、そのあたりをいつごろ、どのあたりのタイミングでできるのか。大体、計画的にはどのあたりで考えられていますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） いつぐらいになるかということですがけれども、現在調査が終わりまして、また、町のほうでプロジェクトチーム等もできております。その中で、今から検討して行って、計画していきたいというふうには考えているところですがけれども、ちょっと今のところ、いつまででき上がるかというのは、検討しておりません。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、今そういうプロジェクトチームですか、で検討で、今から協議していくという段階ということだろうと思いますので、また、計画が決まって、今後こういうふうにしていきたいということであれば、周知していただければと思いますので、よろしくお願ひします。できれば、早いうちにできることにこしたことはないと思いますので、その点も考慮してお願いいたします。

続きまして、進路状況についての質問をお尋ねさせていただきます。

進路状況、小学校から中学校に上がる場合の進路状況がございませぬ。甲佐中学校に行かれたのか、また、市内のほう、また家族の引っ越し等で違うところに行かれた方が何名いらっしゃるのか。また、中学生においては、進学されたのか、就職されたのか。そのあたりの進路状況についてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 進路状況についてご説明いたします。

まず、26年度の末、27年の3月に小学校を卒業した児童が4校合わせて94名おります。そのうち、甲佐中のほうに進学した児童が83名。11名少なくなっておりますけれども、そのうち9名が私立の中学、また、県立の中学校のほうに進学しております。あと、家族の関係で転出された子供さんが2名ということになっております。

次に中学生の進路状況でございますけれども、26年度末に卒業した中学生が88名でございます。そのうち、県内の公立高校の全日制のほうに進学した生徒が56名、県内の私立高校に進学した生徒が29名、それと陸上自衛隊の高等工科学校、こちらのほうに進学した生徒が1名、それと県外の私立高校に進学した子供が1名、それと、今のところ未定というところで、家族の方の自営の手伝いをしている子供が1名ということになっております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、今、昨年26年度もう本年ですかね、の進路状況について聞きましたけれども、小学生が94名中83名が本町の中学校にと、11名のうち9名が私立・県立及び2名が転出ということでございますけれども、いろいろ事情があつてそういうふうになったかと思ひますが、特に本年度のこの83名、もう少し多ければ3クラスになったのではないかなという部分でございます。特に、今の新1年生がですか、88ぐらいやったですかね、ぎりぎり、いろいろ別学級と申しますか、そういうのもあつても、2クラスというふうになっておりますけど、結構、見てみますと、ぎゅうぎゅうではないのかなと。できれば、もしこのほかの方が入学されていたら、3クラスになっていたんじゃないのかなと思ひますので、そのあたりは甲佐中学校のもっとアピールと申しますか、そういうあたりが必要ではないのかなと思ひます。

それと、中学生の進路状況でございますけれども、県立・公立で56名、私立が29名、自衛隊が一人、県外の私立に1名で、未定と申しますか、お家のお手伝いをされていると、就職されたという形で1名というふうにお聞きしております。その中で、県内の部分で、甲佐高校に進学された方は何名でしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 甲佐高校へ進学した生徒ですけれども、甲佐高校へは16名、甲佐中のほうから進学しております。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで16名ということで、聞いてますと、ここ数年では、まあまあ多いほうだったということでお聞きしております。ただ、私の時代ですと、大分まだ、学年の人数自体も違いましたけれども、二、三十、四十名ぐらい行っていたようなことを記憶しております。特に、今年の甲佐高校の入学生というのは少なかったというふうにお聞きしております。そのあたり、冒頭に教育長の思いをお聞きしたところでもございますし、特に、甲佐高校に、我が町にございますものですから、本町から利用される数が多いのにこしたことはないのかなと。その部分も、いろいろ考えて、今後協議していただければなと思ひます。

続きまして、学級数についてでございますけども、今の中学校の各学年のクラスというのが、大体平均2クラスというふうにお聞きしております。大体、今の1年生が2クラス、2年生も2クラスかな、3年生が3クラスで、3年生が卒業すると、今度入ってくる子供たちも2クラスだというふうにお聞きしておりますので、大体2クラスずつになっていくというふうに思っております。非常に、せっかくきれいな校舎と体育館、またグラウンド整備もしまして、非常に、本町のお金がかかっていることだと思います。そういう部分で、多くの子供が利用できる、そういうところに力をいれていかなければいけないのかなと思います。大体、学級数については、今後の見通しはどうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 学級数についてお答えいたします。

まず、学級数につきましては、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律というので定めてありまして、小学校では、1年生に関しては35人、2年生以上については40人ということで定められております。中学校についても1学級40名でございます。

ただ、熊本県におきましては、平成16年度から、小学校2年生までを1学級35人とする学級編制の基準を策定してありまして、現在は、小学校1、2年生までを35人の1学級というところで学級編制を行っております。先ほど議員も言われましたように、本町の各小学校につきましては、各学年1クラスずつ、各小学校、それぞれ各学年1学級ということになっております。

中学校につきましても、1年生が78名で2学級、それと2年生も80人で2学級、3年生が86人で3学級ということに今のところなっております。今後の児童生徒の推移を見ていきますと、新入学のとき、小学校生、児童ですけれども、35人を超える学級というのが今のところ、今の人口、人口といいますか、住民票の台帳でいきますと、甲佐小学校で平成28年、29年、30年度には40人を超えることに今のところなっております。

そのほかで40人を超えるという年度がございませんので、今後移動がなかったとしたら28、29、30年度は、甲佐小学校のほうで2学級になるのではないかというふうに見ております。

中学校のほうにおきましては、来年度小学校の卒業予定者が73名ですので、一応また来年度は2学級ということになります。その後は80人を超えておりますので、議員がおっしゃるように、私立・公立中学校に進学する児童が少なくなれば、そのまま3学級ということにもなるかと思えますし、私立・公立の中学校に行く児童が増えれば、また2学級になるということにもなるようになっております。

また、龍野小学校におきましては、今緑川団地の周辺で住宅開発が行われておりますので、児童数の増加ということが見込まれますので、現在、教室不足、また会議室不足を解消するために改築工事を計画しておりまして、現在基本計画を策定しているところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 今お聞きしましたけれども、28年、29年、30年では、甲佐小学校のほうで40名を超えるということで、2クラスほど見込まれるのかなと思いますが、ほぼ大体100人に満たない平均の学年数の生徒だと思imasので、そういうふうに公立等に行かれる人が多くなれば、3クラスじゃなくて2クラス学級というのが、今後続くかもしれませんので、そのあたりは、中学校の、そういう部分で教育、また対外的なイメージ等もいろいろありますし、そういうのに力を入れて、また頑張っていたきたいと思imas。

学級数とか子供の数の部分が、今非常に少なくなっているということを踏まえて、次の質問に移りたいと思imas。

子育て支援についてお尋ねいたします。子供の出生数を増やす取り組みについてをまず、今本町でどのような取り組みをされているのかを、再三聞いておりますけれども、お尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、子供の出生数を増やす取り組みについてということで、ただいま町のほうで行っております子育て支援についてお答え申し上げます。

本町の平成26年度の出生数は、今74人と、25年度の90人に比べると少なくなっております。過去10年間のデータから見ますと、おおむね70人から90人の間ということで推移している状況でございます。

国におきましては、子育てに関する支援を充実するための、子ども・子育て支援新制度が施行されまして、本年度からスタートしております。この法律の61条の定めによりまして、町でも新しく甲佐町こども夢プランということで、次世代育成支援対策地域行動計画ということで策定しております。この計画書の中身につきましては、事前にお配りしております冊子に記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

まず、子育てに関する現状分析ですが、もう皆様御存じのとおり、少子化は依然進行しております。それと、未婚率については、35歳以上が上昇しているという状況でございます。年代ごとの女性の労働力の率については、子育てを行うちょうど35歳ぐらいですかね、子育てが忙しい年代が少し、就職といえますか、労働力の率が下がる状況となっております。出生数は減少している半面、保育所の入所児童数については、共働きの増加や核家族化などの要因によりまして増加傾向にございます。

このような状況やニーズの調査をもとに、本計画の基本理念を、「元気はつらつ甲佐っ子」としまして、地域、親、子供の三つの視点から、次世代育成支援対策地域行動計画を策定しております。

第1の地域に関しましては、保育園による通常保育、それと、延長保育、一時保育、障害児保育があります。また、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援事業などのサービスのほか、仕事と子育ての両立の支援や、男女共同参画社会の推



進等の啓発の取り組みを行うようにしております。

第2の親に関しましては、母子健康手帳、妊婦健診や相談、乳児家庭訪問や相談、乳幼児健診10カ月児健診、食育の推進などのほか、援助が必要な家庭に対しましては、要援護児の児童の相談、それと、ひとり親への支援、障害児への支援を行います。

第3の子供に関しましては、公民館講座、体験学習、環境教育、自然体験、子供会活動の推進、放課後子ども教室、町民センター事業、学校教育健全育成事業のほか、環境づくりとしまして、防犯灯、交通安全指導、地域による子供の見守り活動などを行います。

なお、この取り組みに対しましては、福祉課、総合保健福祉センター、教育委員会、くらし安全推進室など、複数の部署により取り組むこととしております。

以上の子育て支援事業計画の確実な実行によりまして、各課と連携を図りながら、子育て支援の充実を図り、出生数の向上につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 今、子育て支援について説明していただきました。これから我が町では、全町挙げて子育て支援に対しての支援拡充をしていくというふうに、今感じを受け取ったんですけれども、そういうふうに環境をしっかりと整えていくというふうに、今回回答いただきました。しかしながら、これからそれをまた、されると思いますので、それが成果が出るのが、なかなかすぐ今、あす、今日、来年とかいう部分ではございませんけれども、我が町にとっては、この少子化は、特に重要な問題じゃないのかなと思います。先ほどの学校教育の部分でも、学級数が少なくなっているという部分をお話ししましたが、子供が減ってきているというのは、どこの町村でも同じですけれども、問題になっているのではないのかなと思います。

その中で、再三いろんな提案をしてみましたが、先ほどのこども夢プランですかね、のほうでも御説明ありましたけれども、35歳以上の未婚率が上昇しているという事で、なかなか35歳になると、女性のほうでもなかなか妊娠等が低下していくというふうなお話もいただいているところでございます。

その中で、子供の数、なかなか産みたくても産めないという状況も増えてくるのではないのかなと思います。その中で、不妊治療、これにどういう取り組みをされているのか、また、そういう本町には補助等があるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。

不妊治療の支援対策についてのお尋ねですが、まず、不妊治療に対する助成を熊本県が行っておられます。県が行う助成制度は、不妊治療の経済負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するもので、不妊治療終了後、熊本市外の最寄りの保健所で申請をする必要があります。

助成の要件といたしましては、体外受精、顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された法律上婚姻している夫婦で、妻の年

年齢が40歳未満であれば、43歳になるまでに通算6回、治療の内容にもよりますが、夫婦の所得制限730万未満であれば、1回15万円までの助成を受けることができます。

また、県内において、熊本県の助成制度にあわせての市町村独自の上乗せ助成の取り組みについてであります。上益城郡内では助成している町はございません。ほかでは、宇土市、八代市、南小国町、南阿蘇村、多良木町、水上村、苓北町にあっては、年間5万円から20万円までの上乗せ助成を行い、山江村、五木村にあっては、年間45万円から50万円までの上乗せ助成を行っておられる状況です。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 今不妊治療の補助について御説明いただきました。熊本県の県補助と、それにあわせて上乗せで各自自治体のほうで上乗せ助成があっているというふうにご説明いただきました。この不妊治療に対しては、本町に対して、対象者といえますか、そういう相談等があったのかどうか、その点をお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。

不妊治療の御相談は今のところあっておりません。御船保健所に、平成26年度で申請なさった6名の方が、甲佐町の方で申請なさっております。延べ9回ということで、申請があっているみたいです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そうということで、そういう補助があるというのが、県補助でございますので、本町の町民の方は知られない方が多いのではないかなというふうな懸念もしたわけでございますけれども、今6名ほど申請されているということで、病院等で説明があったのかなという思いもありますし、そういうのも今後増えてくるのではないかなというのが、先ほどの御説明でもあったように、35歳以上の未婚率、それからが増えていくということで、それ以降に結婚される方も増えてくるのではないかなと思いますので、上益城郡内では、上乗せ補助がないというふうにご聞きしました。これからの傾向を考えて、そういったところも、ひとつまた考えていく必要があるのではないかなと思いますが、町長どうでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 議員のほうから、不妊治療に係る支援対策についてのお尋ねでございます。

県のほうでは、今お話があったとおり、一部を助成しておられるということで、治療費の総額のそれが何割ぐらいに当たるのかは、ちょっと私も調べておりませんが、そういった取り組みを県のほうでなさっているということでもあります。聞いたところでは、6名が本町の方からそういう申請があったということもあります。ただ、郡内においては、これまでのところ上乗せの支援はやってはおりません。

今後については、検討課題の一つとして受けとめさせていただければというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういふことで、これからの検討課題として是非考えていただいて、郡内にはないですけども、本町が先駆けてできるということになれば、またそのあたりも変わってくるのではないかなと思いますので、今後の動向を見ながら、是非検討していただければなと思います。そういう部分で、こういう補助事業があるよというのは、各とところどころで御紹介していただければなと思います。なかなか相談しづらい部分でもあるかと思いますが、そういう何かしら、甲佐広報でもいいですし、そういうPRをしていただければなと思います。

次の質問にいきます。それを踏まえて、待機児童は本町で今のところあるのかなのか、そのあたりをお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、待機児童についてということでお答えさせていただきます。平成27年6月1日現在の入所児童数は、現在町内の保育園が443人です。それと町外が24人で、合計で467人となっております。昨年4月1日が437名でしたので、今現在で6名の増加となっております。

本年度から子ども・子育て支援法により、町内保育園の定員、五つ保育園がございますが、全て60人だったんですけども、本年度から82人に定員を増加していただいております。それによりまして、受け入れ数には余裕が出てきております。

保育園別に申しますと、甲佐保育園が88名、若草保育園が94名、竜野保育園87名、乙女保育園が94名、緑川保育園が80名、町内の合計が443人ということになります。そのほかの町外へは24名、認定こども園が9名、保育園が15名となっております。

入所園児数が定員を超えていますのは、おおむね120%までで、法改正によりまして、保育士の数とか面積要件がクリアされておれば、受け入れ可能となっている状況だということでございます。

結論といたしましては、現在、待機児童数は0ということになっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 今年度からいろいろ変わりました、60名から80名というふうに各保育園の定員数が変わって、今の受け入れ体制は待機児童は発生していないということでございますけれども、特に0歳児の入所に関しては、結構なかなか厳しいものがあるというふうな町民の方からお聞きしているところでもございます。特に0歳児に関しては、保育士の数も人数に合わせて多く必要でございますものですから、そういう部分で、この待機児童という概念が、どうしても保育園にやらないといけないという要件等にならないと待機児童というふうにならないものですから、あいていたらやりたいなという、そして

働きたいなという保護者の方もたくさんいらっしゃると思います。そういう部分で、要件に該当しない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思いますけど、特に、この0歳児等の入所に対しては、どういう状況でございましょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 0歳児の入所要件ということでございますけども、保育所の保育士の人数要件としましては、0歳児3人に保育士が1名つくということになっております。面積要件につきましては、0歳については、匍匐をする者については乳児室でございまして、1人当たり1.65平米以上、0から1歳で匍匐をしない者は、匍匐室といまして、1人当たり3.3平米以上ということでございます。保育園ごとの、0歳児の入所人数ということでございますけども、これにつきましては、ちょっと手持ち資料を持っておりませんので、後で報告させていただきます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、何が言いたいかといいますと、今のところ待機児童は出ておりませんが、特に本町においては、年度途中で待機児童が発生するようなケースもございまして、そういう部分で待機児童の要件に当てはまらない方もいらっしゃるから、そういった0歳児等とか、またなかなか受け入れが難しい部分に対しては、できるだけ考慮していただいて、また力を注いでいただければと思います。

次の質問に入ります。介護保険についてお尋ねいたします。

介護保険制度が平成27年度より改正されまして、いろいろと変わっているかと思っております。その中で、本町において事前説明等があつて、そういう部分でどういう問題が出たのか、また改正したことによって、どういう弊害が起きているのか、問題、負担がどのくらい上がったのか、そういう部分、そのあたりを教えてくださいとございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、介護保険についてということで、制度変更による問題点という御質問でございますけども、まず介護保険制度がどう変わったかということ、現状を踏まえて御説明させていただきます。

平成26年度の介護保険事業の現状についてまず報告します。26年度中の認定者数は延べ849名で、うち要支援認定が188人、要介護認定が661人となっており、前年度より92名増加となっております。現在の認定者の実人数は758名となっておりまして、65歳以上の人口が現在3,931人でございますので、割った認定率は19.28%と約5人に1人という状況となっております。介護サービスを受けた受給者数は、延べ人数で7,746人で、前年度より390人増加しております。介護給付につきましては、総額で12億3,472万6,489円で、前年度より5,525万2,068円の増加となっております。これは、毎年大体4,000万から5,000万ぐらい増加をしております。

次に、介護保険制度の改正の概要についてご説明いたします。

今回の制度改正については、今年の4月から変わっているものと、今度の8月から、変

わるものがございます。主なものを御紹介します。

まず、4月から変わっているものは、一つ目は、介護報酬の改定でございます。介護サービスを利用したときに支払う金額が改定されております。改定率はマイナス2.27%ということで、少し安くなっているという状況でございます。

二つ目は介護保険料の改定です。甲佐町においては、平成27年度本年度から29年度までの第6期介護保険事業計画により、将来見込みを試算しまして、標準月額を5,047円から5,550円に改定しました。503円の増となっております。

また、介護保険料の料金算定に係る所得段階の区分につきましては、これまでの6段階から9段階に増設を行いました。これは法律に基づき行っております。所得の低い層につきましては分割設定し、保険料設定を細やかにしております。反対に、所得水準が高い層の階層につきましては、その階層を増やしまして、高い層については保険料負担が高くなっております。本町においては、この高い階層の対象者は、全体から見てごく少数となっております。

次に、8月から変わる主なものにつきましては、一つ目は、介護老人福祉施設特別養護老人ホームの入所基準が変わりまして、新規入所の対象要件が、現在までは要介護1でございましたけども、今度から新規に入所される方につきましては、要介護3以上ということになりました。

二つ目は、一定以上所得者の利用負担が、1割から2割となっております。この一定以上の所得とは、利用者本人の所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の年金と、その他の合計所得金額が280万円以上、二人以上の世帯ならば346万円以上となります。

三つ目は、高額介護サービス費の一部の上限額が追加されております。高額介護サービス費とは、同じ月内に利用した利用者負担額が一定額を超えたときに支払う費用でございますけども、これまでの上限額は3万7,200円でしたが、現役並み所得者の4万4,400円が追加されたこととなります。現役並み所得者とは、同一世帯内に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身で383万円以上、夫婦で520万円以上という方が対象となります。それと、高額医療介護合算制度の限度額も改定となっております。

四つ目は、特定入所者施設介護サービス費の給付要件が変わります。これは、所得の低い要介護者が施設に入所した場合に、食費や居住費を軽減するために支給するものでございまして、支給要件として該当しない要件に、住民税課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税世帯である場合、二つ目が住民税非課税者で世帯分離している配偶者が住民税非課税者でも預貯金が一定額、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以上を超える場合が追加されております。

五つ目は、要支援1や2の人が利用できるサービスが一部変更となり、要支援の方が利用される介護予防訪問介護、これはホームヘルパーなどでございますけども、それと介護予防通所介護、これはデイサービスでございます、が、各市町村が行う介護予防日常生活支援総合事業へ移行します。この改正につきましては、開始時期を甲佐町は、29年度からということで予定しております。この事業につきましては、現在、制度設計を行うため包

括支援センターと福祉課が共同で、行政区座談会を実施しております。

介護保険法の改正の主なものについては、以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。

介護保険の今後の問題点としましては、団塊の世代が75歳に到達される今から10年後の平成37年に向けての介護予防対策が課題となっております。甲佐町地域包括支援センターでは、地域支援事業といたしまして、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を行っておりますほか、あわせて町からの事業所として、指定介護予防支援の業務も行ってしております。

この予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援1、要支援2の認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画、ケアプランを作成するとともに、介護予防サービス事業者等との連絡調整などを行うものです。

そのため、今回改正されました介護予防対策の部分による介護予防日常生活支援総合事業については、当センターが担当することになります。

この事業は、団塊の世代が後期高齢者75歳を迎える平成37年度には、介護保険給付費が激増すると考えられ、将来の介護保険給付費の圧縮を図るために、介護予防のサービス提供者を、既存のサービスに加え、地域やボランティア、NPO、民間企業を活用するような方向で、ホームヘルプとデイサービスを実施していくようになっております。

このため、行政区座談会を福祉課と共同で実施し、介護保険法が改正され、サービスの提供体制が変わること、既存の介護サービスのみでなく地域力で高齢者を支える体制づくりの必要性などの制度改正の概要や、今後、地域に求められるものに対して説明し、御理解をいただく一方で、御意見等もいただいております、現在も座談会を実施している途中です。

座談会での具体的な意見といたしましては、農業が盛んな地域での住民の思いは、高齢者になっても体が動く間は、介護予防は考えられない、農作業をすることで介護予防になっている、また、老人会で集まったり、毎日グラウンドゴルフをしている行政区もあり、書く、歩くにつながっているとの意見もあります。

介護予防サポーターの養成についても、地域間で実情が異なり、サポーターを選出することが困難な行政区もあれば、その日に選出される行政区もありましたが、そのサポーターを無償で、無償ボランティアで運営することは継続が難しいのではないかという御意見もありました。

そのほかに施設の問題があり、公民館の施設がない行政区があるため、高齢者が集まる場所がない等の意見も聞かれました。ただ、行政区の公民館等を介護予防拠点として介護予防を実施してもらうためには、各行政区から介護予防サポーターの選出を初め、ふだんから高齢者の交流する機会や場所がなければ成り立ちません。町といたしましては、50行政区の全地域で介護予防ができることを目指しておりますが、前に述べましたように、高齢者と指導者の問題や各地域の介護予防に対する理解に違いがある状況です。

今後は、座談会でいただきました意見を参考に、また郡内の状況も参考にしながら、高

齢者の方が住みなれた地域で、御健康で年を重ねていかれるような、具体的なサービスの検討に入りたいと思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 非常に、介護保険制度の改正点も多くて、非常に説明が長くなりまして、なかなかやっぱり難しいところもあるのかなというふうな印象を受けたところでございます。特に、料金等におきましては少しずつ上がっているという部分で、保険の給付費としても毎年毎年上がっているというふうに印象を受けたところでございます。

そういうことで、本町においては、まさに少子高齢化の渦中にあるような中で、子供の問題、また高齢者の問題、非常に、本町における今後の職員の方々における負担といたしますか、特にいろんな問題が今山積みになっておりまして、一人一人の負担というのは大きくなっていくのではないのかなと思います。

その中で特に、介護保険制度、半分が国費と、あと残りを被保険者の40歳以上から64歳までの方、また65歳以上の方という形で分けられて介護保険は賄われておりますけれども、そういう部分で、なかなかその利用する部分に立たないと、この制度がわからないというふうな方が多いのではないのかなと思います。そういう部分で、今行政区座談会等で御説明されているということでございますので、なかなか介護保険といっても、なかなか理解しがたいことがあると思います。そういう部分で、また今後、介護保険料等も本町で何か定めるような時期もあるんですかね。今後ですね。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 介護保険事業計画の見直しの時期に定めます。したがって、今度見直すのは平成30年度ということになります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、保険者、被保険者の方々の給付がどんどん上がっていくことが考えられるのではないかなと思います。そういう部分で、給付が上がらないように、先ほどおっしゃられました地域を挙げて介護サポートしていくと。また、これは介護保険だけではありませんけれども、国保もそうですけれども、健康を増進していくという意味で、本町はそういう部分で取り組んでいくということでございますので、その見直しに、また今、本年度であれば、5,000円から5,500円ぐらい500円ぐらい上がったというふうでございます。そのころになると、6,000円とか、そういうふうには上がらないように、できるだけ現状維持でできるような取り組み、また、今後頑張っていただきたいと思っております。

そういう部分で、いろんな問題がございますけれども、町長、これから、特に健康面といたしますか、特に子供、高齢者、さまざまないろんな問題があります。そういう部分で、全町挙げて、その各問題に一生懸命やっていかなければいけないかと思っております。

そういう中で、先ほど2番議員のほうから再任用のお話もありましたけれども、そういう

部分で、なかなか課長から部下になって仕事をするという問題もあると思いますので、そういう部分で何か1個1個のことにプロジェクトチームを再任用の方々ですとか、そういう新たな試みも考えられるのではないのかなと思いましたが、そのあたりも考えて、さまざまな問題にこれからどう取り組んでいくのか、そういう部分を町長の思いをお聞きできればなと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 御存じのとおり、国保の財政運営、現在の財政状況、非常に厳しいものがあるというのは、御存じのとおりかと思えます。また、介護保険制度にしても、今日の説明にもあったとおり、いろんな問題点を抱えております。

そういう中で、いろいろなことを職員は研究しながら頑張っていかなければなりませんけれども、課長職等を経験されて再任用で来られる職員さん、それとまた新しく課長になられた方とか、新旧いろんな考え方があって、その辺のお互いの考え方を統合する中で、新しいよい知恵も浮かぶ場面があるかと思えますので、職員の若い考え方、それから、ちょっと先輩の方の考え方等も、いいところはどしどし政策等にも反映させていきたいというふうな思いは持っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、本町におけるさまざまな問題はございますけれども、そういう部分で、一生懸命、各職員の方々の知恵を絞り出させていただいて、対策、またいい方に行くようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、3番、荒田博議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時48分

再開 午後2時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、中村幸男議員の質問を許します。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 12番、中村幸男でございます。一般質問を通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず、順序といたしまして、ふるさと納税ということで質問事項を出しております。これにつきましては、甲佐町の財政状況等を見ますと、自主財源あたりが8億、あとは地方交付税、国、県の補助、そういうとに頼って町政運営をされているのが現状ではないかと思えます。そういうことで、ふるさと納税の制度が始まって、平成26年度までの数字、平成26年度につきましては、147万だったかな、そういうことで、このふるさと納税制度ができてから26年度までの数字を、まず示していただきたいと思えます。



**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、平成20年度から始まりましたふるさと寄附金のこれまでの実績を申し上げます。

平成20年度におきまして153万6,000円、21年度が180万6,000円、22年度が59万円、23年度が85万円、24年度が169万円、25年度が47万5,000円、それと26年度は69万円ということでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 要するに、過去7年間ですかね、の数値が今総務課長のほうから報告がありました。

ただ、このふるさと納税、大都市である東京あたりに行っている方から、甲佐町出身の方が甲佐町のことを思って納税していただくということで、町として、やはりPRの仕方が足りないのではないかという思いを持っております。ということで、このふるさと納税についての、町としての今現在の取り組み方は、どのような取り組み方をされておるか、その点お尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** ふるさと納税の広報につきましてでございますけれども、現在、町のホームページ、「ふるさと甲佐を応援してください」というふうなタイトルで掲載をしております。また、広報甲佐の寄附金のお礼のコーナーにおきまして、掲載について同意をいただいた方のお名前と寄附金の合計額、こちらを随時掲載をしております。またさらに、熊本県との共同事業ということで、県においてパンフレットを作成してもらっておりまして、県外でのPRを行っております。そのほか毎年行われます東京甲佐会等におきましても、会員の皆さん方にPRを行っております。状況でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そうということで、総務課長がホームページ等によって、ふるさと納税のPRをやっているという状況を今お聞きしました。ただ、ふるさと納税の2015年のランキングと申しますか、これについて、長崎県の平戸市あたりは、12億7,800万ですかね。12億7,900万ぐらいあるわけですよ。その中でランキングの順位がですよ、3億8,900万ぐらい数字があるわけですよ。ただ、私がこの佐賀県の玄海町とか、宮崎県の綾町あたりを見てみますと、やはり海産物、また農産物あたりが有名な地域が、ふるさと納税も多いんじゃないかという捉え方をしております。

甲佐町、この7年間でトータルで足してみても余り大きい金額にはならないわけですよ。ということで、ランキング1位の平戸市あたりは12億7,800万。この数字について、総務課長あたりはどんなふうに。恐らく総務課長あたりもこの数字は御存じと思いますが、どんなに捉えておられますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** ふるさと寄附につきまして12億という金額というのは、かなり大きな数字というふうに考えております。

それぞれのお礼の品という形でいろんな種類を取りそろえておられて、そして、寄附をされた方々が自分の希望するいろんな特産品とか海産物について、非常に人気があるような商品を取りそろえておられる結果ではないかなというふうに考えておるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことで、12億という数字は夢かもしれんけどですよ、甲佐町の今の財政事情からして、担当課だけでは申しませんが、もう少し努力の仕方があるんじゃないかと思えます。

仮にじゃあ、26年度にふるさと納税された方に対してですよ、過去にもですよ、そのときはお礼を、10月ぐらいに納税されて、12月ぐらいまでにお礼の手紙あたりは出されると思いますけど、その後、そういうふるさと納税される方については、甲佐町を思って、また、財政的な面も考え、自分自身の収入的なことも考えて、やっぱりふるさと納税をされると思いますので、年賀状、また暑中見舞いあたりはですよ、1回された方については、金額の大なり小なりについても、甲佐町の状況あたりを入れたはがきでもいいから、私は出すべきじゃないかと思えますけど、そういうことをやっておられますかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 今おっしゃいました寄附をされた方に、その後の年賀状とか暑中見舞いなどのお礼を含めたところで、今後のまたさらに再度の寄附あたりをお願いするという形、気持ちであるような取り組みというのはやっておりません。今現状では、希望される方に、1年間広報甲佐あたりをお送りしておるといった状況でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** だから、私がただいま申したとおり、その小さいことが、また、じゃあ、甲佐町がこういうふるさと納税あたりをして、こういうことで頑張っておられる、じゃあ来年も自分たちも頑張ろうという、やっぱり気持ちになってもらうような、言葉は悪いですけど、仕掛け、こういう点は私は必要と思うんですよ。

だから、総務課長だけに今お尋ねしておる、担当課ということでお尋ねしておりますけど、企画を初め、各課が連携をしながらやっていただきたいと思います。礼状の中にも、甲佐中学校とか、町内の小学校、また、甲佐高校の状況あたりにも触れたりとかすれば、甲佐から県外、東京あたりに行っておられる方は、甲佐のことをまた思い浮かべて、ふるさと納税あたりが続けて、大なり小なりやってもらえるんじゃないかと思えます。

過去7年間の、ふるさと納税で、今まで多額な納税というのは、どのくらいが一番大きい納税だったですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** これまでの納税額として多いものとしましては、平成24年

度にお一人で100万円の納付があつておるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことで、農産物とか海産物、また温泉とかあるようなところがふるさと納税額が大きいというのは、実際このデータから出ております。そういうことで、産業振興課長、甲佐も、「こうさんもん」という、9品目ぐらいあつたかな、そういうやつをですよ、生かして、そういう納税につながるようなことも考えていかなければなりません。特に今回、先立っての新聞にも載っておりますけど、益城町あたりが、農家の方2件、それに企業、それに肥後銀行あたりが応援して、6次産業のそれが実現しますよね。そういうことで、甲佐もニラだけでなくして、ニラは当然ですけど、せんだって、商工会主催で熊日のビブレス広場、今回は、かなりの売り上げがあつております。そういうことで、甲佐のPRはできたと捉えておりますけど、ただ、PRしただけでなくして、ああいう点も含めて、ふるさと納税につながるような特産品開発あたりは、産業振興課長あたりはどう考えておられるか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** それでは、お答えいたします。

今中村議員おっしゃつたとおり、甲佐町にはこうさんもんブランドの認定品ということで9品目認定を受けた商品がございます。これにつきましては、特に今申されましたとおり甲佐町はニラの町ということで、産業振興課挙げて、町を挙げて応援をしているところがございます。特に認定品の中におきましても、9品目の中に4品目ほど、ニラを使った特産品がございます。強いて名前を言いますなら、「にらメンコ」「ニラでスープ」和風「ニラでスープ」、それと、商工会さんのほうでつくられましたマスコット商標の「ニラ侍」という商標が認定を受けたところがございます。

それと、甲佐町はニラだけではございませんで、鮎の町ということで、「鮎の甘露煮」と「あゆもなか」、あと残り3品目ありますけど、これについても甲佐町にゆかりのある商品です。一つは、「井戸江峡饅頭」、もう一つは、マシュマロアユの里、最後の一つが「ボシドラ焼き」ということで、この「ボシドラ焼き」の中にあんにつきましても、甲佐の宮内地区でとれます梅ジャムを利用して加工されているということで、9品目が認定を受けております。

先ほどもおっしゃるとおり、ほかの平戸市の話は新聞等で私も知っておるところでございます。言われるとおり、海とか海産物辺は特に注目を集めるところがございます。甲佐町については、そういった海産物等についてはございませんけれども、特に農産物のほうで、力を入れるようなニラの町ということで、九州の福岡辺に非常に出荷をされるところでございます。

こういったことを生かしていくために、先ほど総務課長の話にもありましたとおり、新しい販売促進ということで、これについては青空市場運営委員会のほうの計画の中にございますけれども、青空市場運営委員会のほうで、ろくじ館の再生プランをつくられております。その中において、甲佐町の特産品のニラとかスイーツはもとより、おいしい

米もございますので、米や加工品を中心に、3から5コースのカタログを作成して、一番タイムリーな時期に、一番おいしいものを選択できるような形で、カタログの作成を、今計画されておるといことです。

あわせて、販売ルートの確立ということで、東京甲佐会と、さっき名前が出ましたけど、東京甲佐会の会員の方たちへもそのカタログをお送りして、都市圏での販売への促進につなげていきたいという、そのチャンネルも広げていきたいということで計画をされているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 今、産業振興課長が、スイートコーンや米、森のくまさんですかね、日本一おいしい米ということで、このふるさと納税についても、3万円を甲佐町に仮にしたら……。あれはたしか長野県だったかな、3万円ふるさと納税したらですよ、米1俵なんですよ。1万5,000円にしてですよ。要するに、納税した金額の半分は、納税した人に返しますよって。熊本県の森のくまさんは、去年、日本一でしょう。だから、今度はまた物産展、10月の末に考えておるんですけど、甲佐でできた新米、これを熊本市にPRしようと。ただ県内同士では納税はできないし。

だから、今からお尋ねするのは町長ですけど、町長にはいろいろ資料も先ほど渡しておきましたけど、甲佐町として、このふるさと納税を進めるに当たって、特産品がないとか、温泉もない、宿泊施設もないという点で、町長あたりも大変苦慮はされると思います。ただ私が言いたいのは、自主財源が8億ちょっとぐらい、あとは、いろいろな面で頼りながら町政運営をされている中で、仮に、この一番多いときで180万ですかね、これが1,000万とか、いろんな数字になってくればですよ、仮に1,000万、500万返しても、やはり数字的にはいいと。その500万返した分については、甲佐の地元のものが動くということで、そういう、今後、企画会議とか、いろいろな課長さん、全体的な会議の場で、是非プロジェクトでもつくっていただいて、取り組んでいただきたいと思いますが、町長、その点についていかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** いろいろ御提言をいただきまして、ありがとうございます。これまで、どちらかというと、やはり寄附をいただく立場でありますので、言うならば、受け身のほうだというふうに思っております。ただ、よその事例についていろいろ調べてみますと、積極的にそれを自主財源に活用する形の中で取り組んでおられるということでもありますので、一つの営業戦略的感覚で、取り組む必要性があるなということは、十分感じたところであります。

プロジェクト等についても、今後、この件についてはチームをつくって、いろいろ検討していきたいというふうには考えておりますけれども、中村議員から平戸の例を挙げて資料をいただいたところです。改めて見ておりましたところ、商品等については、おっしゃるとおり、寄附の金額に応じて、ポイント制をつけて、そのポイントによって、要するに、

ギフトカタログといいますか、そういう中で自分が好きなものを選べるような仕組みになっているようでもあります。中身も、精肉とか海産物とか、金額が多くなると宿泊のチケットであるとか、非常にカタログもよくできておりますし、何か寄附をしながら自分で商品を購入するようなイメージがあります。本町の場合は、これだけの商品といいますか、品数をそろえることができるかどうかわかりませけれども、いろんな工夫次第で近い形には持っていける、できないことはないなというふうな感じたところでもあります。

いずれにしても、もちろん、町の特産品を活用するという事は一番いいことでもありますけれども、それにこだわらずとも、何かできそうだなという感じを受けましたので、プロジェクトの中でも十分これを研究したいという思いを持ったところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 町長、是非、検討してみてください。じゃあ、東京甲佐会ですよ、納税していただいた方もおられる中でですよ、仮に3万、もとは、甲佐の米は大分動きよったんですよ、東京甲佐会も。今は全く動かないのが現状ではないかと思えます。ということで、ふるさとに3万寄附すれば米1俵送ってもらえるということが出てくれば、納税される方もまた頑張られるし、地元の米生産者あたりも、おいしい米をもっとつくりなんという、町だけでなく、今度は、甲佐の特産品の開発にも拍車がかかるという、私は思いがあって、あえて町長にお尋ねしたわけでございますので、是非これについては、27年度当初予算60億ちょっとという予算の中で、1,000万あたりは知れた数字とは思われるとは思いますが、そういう積み重ねがあってこそ、甲佐町が健全財政を維持できるんじゃないかという思いでございますので、よろしく願いしときます。

続きまして、安心安全なまちづくり、これについては、消防施設の充実とか、町道の改良、また、福祉の充実とか、いろいろ安心安全につながるまちづくりがあるかと思えます。

今日は、まず、防犯灯の数、町が管理している防犯灯の数、また、部落が管理している防犯灯の数、これがわかったら、くらし安全推進室長あたりにちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 防犯灯の数についてお答えいたします。

町に設置します防犯灯につきましては、平成9年度から設置を開始しまして、昨年度末までの設置数は計の349基となっております。部落防犯灯につきましては、5地区のほうでまだ調査中で未回答がございますけれども、その5地区を除きまして、これまで943基設置されております。町の防犯灯と部落防犯灯の合計数は1,292基となっております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** この防犯灯、それぞれ部落が管理する防犯灯については、せんだって、6月1日付で区長さんあたりに、何基あるかという依頼です、この数字が出てきとるという捉え方をしております。ただ、まだ全部落は出てきていないわけですよ。

最終的に出てきていない部落を入れた場合は、恐らく1,350ぐらいはなってくるという思いを持っております。

それと、郡内の防犯灯の設置の状況ですたいね。これも、室長、わかるでしょう。設置の灯数並びに設置主体、管理主体、管理の内容あたりがわかったら。

**○議長（緒方哲哉君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 　それでは、郡内の御船町、嘉島町、それと本町、益城町の状況について御報告します。

まず、御船町でございますけども、町の防犯灯の設置数は1,921基でございます。集落防犯灯と集落外防犯灯に分けて御回答しますけども、御船町におきましては、設置主体は、集落灯も集落外ともに区でございます。部落でございます。その後の管理につきましては、電気代は町で負担するという形で、御船町は、設置については部落でやっていると。集落内、集落外含めてですね。

次、嘉島町でございますけども、町設置の防犯灯は459基でございます。嘉島町につきましては全て町で設置していると。電気代、その他管理につきましても、電気代、その他交換等についても町で負担していると。ただ、この嘉島町につきましては、別に区で約300基ほど設置していると。これはもう以前の措置と申しますけども、合計で約760基ほどということになります。

本町につきましては、先ほど御報告したとおりでございます。

益城町は非常に多うございます。町の設置防犯灯数は1,564基でございます。これは、本町と同じように、区で設置する分については3分の2を補助する、ただし上限が4万円ということでございます。その部落内の、集落内の防犯灯につきましては、電気代、その他電球の交換に関する費用は全て区で負担と、町で設置するものについては、町のほうで管理すると。この点の管理状態は本町と全く同じでございます。ただ、益城町につきましては、これまで区で設置された防犯灯が約1,800基あるというふうに、町のほうの調査でわかっております。益城町はかなりの数であるということでございます。

4町の防犯灯の設置、管理に関することについては以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 　12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 　室長、じゃあ、益城町は通学路あたりの設置が1,564基ということですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 　益城町は、町の防犯灯と行政区の防犯灯、これを含めて、いわゆる通学路の防犯灯はほぼ100%というふうにお聞きしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 　12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 　いやいや、その1,800基というのは何ですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 　この1,800基につきましては、いわゆる町で、う

ちの部落でつくられる防犯灯と同じでございます。町から補助を出して設置される、3分の2の補助を出して設置されるという、いわゆる部落防犯灯でございます。先ほど言いました1,564基というのは町で設置した防犯灯ですから、益城町につきましてはかなりの数ということです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** だから、先ほど一般質問の中でもありましたけど、51.5%か、町の管理、349基、これを50%としても、800基あれば、十分100%、通学路あたりについては、設置できるということでございます。ただ、この数字を見てみて、私が一番気になるのは、じゃあ、管理主体は区とか町とか書いてあるわけです。設置主体とかですね。ある中ですよ、あつてはいけませんけど、甲佐町で言えば、緑町とか岩下とか、上豊内とかいっぱいあります。それぞれの部落の区長さんがおつて、区民がおつて、管理していく中で、ホヤが切れたりとか、電気代を払ったりして管理していく中であつて、台風等が来て、また、地震、特に最近は火山の爆発とか、いろいろ地震も各地区であつておる中で、人災事故とか、車あたりに倒れてきたとか、そういう事故があつた場合、区が管理しとれば区に来るんじゃないんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 当然、管理主体が区でありますならば、そういう管理責任は区ということになります。今回調査しました保険の関係でございますけども、部落は2地区で保険にかたっておられます。ほかの区は、保険は加入されてないと。

町の防犯灯につきましては、自然災害、先般の落雷等の自然災害については、町の防犯灯については保険に加入しております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** だから、じゃあ、甲佐町は51部落ですかね。50。50の部落で、じゃあ、区長さんたちが、2部落は保険にかたられた。ほかの48部落は、もし事故があつた場合、部落が負担せにゃんとか、恐らく想像しとんならんとすると思つてますよね。保険もかけてないのが現状なんです。

だから、ここでちょっと変わりますけど、商工会、街路灯組合は商工会に事務局がありますので私がタッチしておりますけど、これについては、街路灯は1基大体10万ぐらいですよ。町からも応援してもらいましたけど、10万。これに対しての保険、それと今度は賠償責任保険、二つを掛けておるわけですよ。そして、もしも何かあつた場合はですよ。ないとは言えんわけですよ。そういう裁判沙汰になつた場合、私は、区に1,000万という金払えと言つても、誰が払うですか。払うことはでけんですよ。最終的には町に来るとしか私は捉えておりません。その点は、室長、どのように思われますか。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 管理責任の問題でございますけども、例えば、

防犯灯が老朽化して管理上問題があるという場合、老朽化した鋼管ポールが倒れて、第三者に何らかの危害を加えた場合、それは管理者の責任になると思います。ただ、そういう場合は、もちろんまれだと思いますけど、自然災害等の災害に関しては保険で対応できますけれども。話が変わりましたですね。例えば、鋼管ポールが、老朽化してない鋼管ポールに車が衝突して、それが倒れて何らかの損害を受けた場合については、原因者に責任があるんじゃないかなというふうに思います。管理上の問題から捉えてですね。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 室長、私が言いよつとは、車が当たってですたい、それは自分でせにゃんですたい。それはせにゃんですよ。台風とか地震とかで倒れて車に来たとか、極端なことを言えば人に当たって死亡したとか、そういうことはないとは言えんとですよ。災害はいつあるかわからんとですから。そういうとき、上豊内とか緑町とか、どうして出来っですか。そこを言いよるわけですよ。

総務課長、その点についてはどう思われますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 管理責任になりますと、管理者に瑕疵がある場合は、当然管理責任が発生するという状況かと思えます。それぞれ区で管理をされておって、適正な管理を行っておられた状況でということであれば、その辺の管理責任は少なくなるかと思えますけども、若干腐食をしておったといったところで、その状況をそのまま放置されておったということであれば、当然、その分の管理責任は区のほうに発生をしてくるというふうに思いますし、なかなか今の状況で、区ではそこまでの保険をかけておられるという状況にないということでもありますので、その辺、裁判等になったときは、損害賠償等、けが、相手方の損害の程度にもよりますけれども、その辺、大きな負担になってくるかというふうには思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 総務課長、立場上、皆さん、公務員だから、そうしか言えんと思うとですよ。これから先は町長と議論ばせんといかんとですけどですね。

町長、私は、無理は言いよらんつもりなんですよね。ある保険会社さんに、街路灯と防犯灯、街路灯はもう実際かけておりますので、1基当たり賠償責任が621円、また動産が946円です。年間に1基当たり、賠償責任が621円、動産が946円。これは、現在、街路灯、市街地を中心に立っているのが、年間ですね。それと、防犯灯についても、街路灯組合が掛けとるところに尋ねてみたんですよ。要するに、賠償責任が、1基当たり168円、動産保険が、動産については、部落防犯灯が幾らかかったか、幾らの値打ちがあるかで変わってくるけど、大体1基当たり330円ぐらいじゃないでしょうかというふうなことです。そういうことで、防犯灯1基が10万した場合はですよ、そういう数字を調べております。

そういうことで、室長、総務課長あたりも、今までの流れから言えば、あつてはならないような事故が起きた場合は部落の責任でしょうと。腐食状態とか、いろいろつけ加えら



れましたけど、部落で払うということは、恐らくできないと思うんです。私は、最終的には、町に回ってくるんじゃないかという思いを持っております。町長、その点は、いかがお考えですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま中村議員の計算によりますと、1基当たり1,500円以上の保険料がかかるという。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 街路灯ですね。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 本数を考えた場合、これは相当な額になりはしないかなと。今単純に頭の中で計算しただけでも、かなりの額になりはしないかなというふうなことを思ったところです。

それと、支柱ですね。支柱は大抵、今、電柱とか何かに共架したような形でなっていないかなという思いもありますので、その辺の所在というか、責任というか、が、もし天災等とか事故があった場合に、どういうふうな対応になるのかなということも、ちょっと今考えたところであります。

なかなかちょっと、今ここで即答でどうこうというのはなかなか答えにくいところがあるんですけども。我々としても、ちょっとその辺は調査した上でないと、なかなかお答えできない部分もあろうかと思っておりますので、まずは、その辺をちょっと調べさせていただきたいということが一つと、各自治体の中でも、これはくらし安全室長のほうからも説明がありましたけども、ほかの事例についてもちょっと調べてみたい思いもありますので、ちょっと時間をいただきたいなという思いを持ったところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 恐らく、町が部落防犯等あたりを、人身とか動産とかにかけた場合ですたい、1件当たり450円、高くなる場合、1件当たり年間500円ぐらいの保険になってくるんじゃないかと私は想定します。

そういうことで、仮に部落防犯灯が1,300基とする。1,000基でもよかですたいね。1,000基とした場合は、掛ける500で50万でしょう。あつてはいけないが、なかとは限らんと思うとですよね。だから、これは安心安全のまちづくりからして、町長、どうか取り組んでいただきたいんですよ。今後、本当に地震等があった場合、もしも事故があつてから取り組みよつては、私は遅いと。郡内あたりがそれをやつとるか、私は知りませんよ。ただ、甲佐町としては、そういう点も、やはり安心安全のまちづくりのために取り組んでいただきたいという思いです。再度、町長。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時43分

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 各行政区のほうで設置されております防犯灯の状況については、今ちょっと休憩中に室長のほうと話をさせていただきましたけれども、大抵は電柱に共架している箇所が多いという話であります。そうなった場合の保険料等の算定については、先ほど議員がおっしゃった額とは若干変わってくる可能性があるというのが一つですね。

それと、防犯灯の設置については、年次計画を立てて、なるべく早い時期に完備させようという考え方を前回の議会の中でもお示しをしたところでありますので、そのプロジェクトチームを今組んで、その協議も行っていただくようにしております。ですから、その会議の中で、ただいまの御意見等、御指摘の件もあわせたところで、ちょっとまずは調べてみらないかんところがありますので、郡内のほかの町村の整備の仕方、あるいは、状況については説明がありましたけれども、じゃあ保険はどうしているんだということまでは言及しておりませんので、その辺を含めて検討させていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 町長、そういうことで、九電の電柱とか、これには触れる必要はないと思うですよ。部落防犯灯が1,350仮にあったとしてですよ、半分ぐらいになってくると思うとですよ。それぞれ、区が半分、町が半分、仮に5万買ったら、2万5,000、2万5,000で、立てたらですたい、支柱から。そういうやつは、私は、500か600ぐらいしかならんと思うとですよ。そういうやつが事故があった場合は私は言いよつとですよ。だから、取り組んでもらうということで、それは、よろしく願いしておきます。

ただ、部落防犯灯の設置の距離、これが40メートルですよ、間隔が。40メートルとなっておるわけですよ。ところ次第では、やはりその40メートルを30メートルとかいうようなことはできないのか、その点はいかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** ぐらし安全推進室長。

**○ぐらし安全推進室長（清水 明君）** 防犯灯の設置区間でございますけど、基本的には40メートルとしております。ただ、場所によって、カーブ地点とか、家の関係とか、住宅地の関係とか、そういうところで三十数メートルになったり、そういう運用をしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことで、周囲の設置状況あたりを含めて、部落からのいろいろな要望については、室長、ちゃんと聞いていただいて、今後も、通学路が優先ですけど、部落防犯灯も、犯罪阻止あたりにもつながるようなことでございますので、精いっぱい、区長さん方の意見を聞いて設置していただくようお願いをしておきます。

続きまして、町長の3期目のマニフェスト、これにつきましては、3月の定例会で宮川議員のほうから、奥名町長に、出馬の意思等を問われ、出馬表明をされました。当然、出馬表明をされるという思いを持っておった中で、1期目、2期目それぞれ、1期目は50項目ぐらいだったかな、2期目は30項目、そういうマニフェストのもとで町政運営をやってこられました。3期目に当たっては、特に奥名町長の場合は、町の活性化、また基金の積み立て、実績からして、次も奥名町長をという町民が多数ではないかと私は思っております。それぞれ考え方は違うと思いますけど、そのなかで3期目を目指されるに当たって、マニフェスト、今考えられておる段階ではないかと思えます。ただ、1期目、2期目に組み込まれたことの中でも、3期目もやはり取り組まなくてはならないようなこともある中で、今、大体そのマニフェストあたりが固まっておるかをお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 政策目標、マニフェストの件でのお尋ねでありますけれども、1期目に50項目、それから2期目については33項目、そういった政策目標を掲げながら、これまで町政運営を心がけてきたつもりであります。

甲佐町においては、平成23年から27年度にかけた第6次総合計画の前期計画、前期基本計画の中で各主要政策、それと事業の成果指標を定めながら、調整に当たってまいりました。いよいよ前期基本計画も今年度で終了しまして、28年度からは新たに後期基本計画が始まります。したがって27年度中には後期の基本計画を定めなくてはなりません。そういった中で、さきの3月議会におきまして3期目の出馬表明をさせていただいたところであります。

今後の3期目の政策目標についてでありますけれども、基本的には、第6次総合計画の基本構想を核といたしまして、前期の基本計画で対応できなかった事柄については、再度整理をします。そして今期までの積み残した案件、それと、ようやく着手はしましたものの、まだ成果としてあらわれてない事柄、こういったことについては、完成するまで引き続き早期実現に向けた施策を盛り込みたいというふうに考えております。

それともう一つ考えなくてはいけないことは、御存じのとおり、地方創生の総合戦略、地域版の総合戦略を今年度作成しなくてはなりませんので、そういった考え方とは、当然整合性を持たせた政策目標でなくてはならんというふうな思いも持っているところであります。それと、現在、職員に対しても、政策提言ある者は、是非この際提案提言をしてくれということで、総務課を通じて、この前、総務課長を通じて話をさせていただいたところでした。

そのほか、これまで議会のほうからいろいろ御提言等もあっておりますし、町民の方からの御提言もあっております。そういったことを総合的に考えたところで、自分なりの政策目標。これが何項目になるかは、まだ定かではございません。ただ、そういった目標をちゃんと立てて、職員も共通認識のもとに、そういった目標の実現に向けた取り組み強化を、これは是非やっていくべきだという考え方には変わりはありませんので、これまでどおり、そういった目標に沿ってやっていきたいという考えであります。

これまでも、職員、本当に一生懸命頑張っていただいて、2期目についても、8割以上の成果がおさめられたとっておりますので、是非職員と3役一丸となって、町の浮揚に頑張っていきたいという覚悟でおります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 町長の基本的な考え、十分理解いたします。そういう中において、国が今地方創生をどんどんやりなさいということをおっしゃる中で、国は何をなさいますとか一切言わんわけですよ。要するに、それぞれの市町村が知恵を出しなさい、知恵を出して活性化につなげなさいとか、景気対策につなげなさいとか、そういう思いで、やはり地方創生が出てきたんじゃないかと思えます。この地方創生の取り組み、知恵を出せということについて、担当は企画か総務課かしらんけど、企画課長あたりは、その地方創生についてですたい、どのように考えて町長あたりにアドバイスをされておるか、よかつたら、企画課長のお考えを。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 地方創生についての考えということでございますが、今回の地方創生というのは、国のほうで最近になって日本全国で人口減少の傾向になるということでの取り組みということになっておりますが、甲佐町においては、以前から、人口減少、過疎化というのは大きな命題でございまして、現在の第6次総合計画の中でも、人口増対策というのを大きな柱にして取り組んでおるところでございます。

その中で、現在の甲佐町の人口構造からしますと、老年者人口が多くて、幼年人口、15歳未満の人口が少ないと。それとあわせて、生産年齢人口も減少に至っておるということで、人口増を図る上で、全ての方々についての人口増ということではなくて、できれば、生産年齢人口の方を甲佐町のほうに呼び戻すということでの取り組みをやるということで、現在、定住政策あたりも進めているということでございます。そういうことを念頭に置きながら、今回の地方創生の考え方については、そこを主眼に置いたところで進めたいというふうに考えております。

現在、今年度中に地方創生の総合戦略5カ年分の計画は策定をするということで考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** あえて、企画課長あたりが、私は、甲佐町の今後活性化していく上において、一番大事なところではないかという思いでお尋ねしたわけでございます。

先ほど、町長、これ、甲佐町は、マニフェストば取り組んでこられた中でも、国保、これが大変なんですよ。昨年度も12月だったですかね、1億5,000万繰り出したのは。その前が1億6,000万。確かに国保は弱い立場。だから、恐らくこの国保についても、町長は3期目についても精いっぱい取り組まれるとは思いますが。ただ、その取り組まれる中において、糖尿病あたりがかなり多いわけですよ。町長、先ほどあげたでしょう。これの中で、先ほどあげた資料で、これは小国町なんですよ、取り組んでは。タラの芽の

茎あたりは糖尿病にかなりいいらしいですよ。要するに、漢方薬をもとにしたやつであって、これはよその町がやっとなるから、町長、まねをせえということではなくして。キクイモあたり、これは市場でもかなり高い値段で売れているわけですよ、生産が少ないということ。

だから甲佐も遊休農地あたりがいっぱいある中で、こういう勧めるやつの生産あたりがですよ、JAさんあたりが指導されてきておる中で、こういう取り組みはされておるので、町としてですよ、こういう生産をされるようなことも、今後、3期目あたりは、是非進めていただきたいと思うわけです。これは、小国町がかなりの実績を出しとるということをお聞かせしております。

町長、これについては、後ほど、議会終了後でも1回見ていただいて、国保財政を健全に持っていくためには、確かに国保は弱い立場で、1億6,000、1億5,000出して3億1,000万、3億1,000万あったら、どれだけの仕事ができるかということをおっしゃると国保の方から嫌われるけど、だから、そういう町の繰り出しを減らすためにも、是非、こういうキクイモあたりをですよ、キクイモって限らず、糖尿病とか、健康にいい品物づくりあたりも、是非、町として進めていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。これは町長の3期のマニフェストとは余り関係はせんと思っておりますけど、是非、取り組んでいただきたい。私たちも、特産品開発の中で、生産者の皆さんとも会う機会、また、話し合う機会もありますので、是非PRをしながら進めていきたいと思っております。

ということで、最後ですが、8月の4日告示、9日投票ということで、精いっぱい頑張っていたことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、12番、中村幸男議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

〔中村幸男議員、退席〕

---

休憩 午後2時59分

再開 午後3時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、9番、本郷昭宣議員の質問を許します。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 9番、本郷昭宣でございます。

久しぶりの一般質問ということで、最後ということでお疲れだと思っておりますが、しばらくおつき合いのほどお願いしたいと思います。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、人材育成基金についてということで、この基金につきましては、平成12年ごろ、東京甲佐会のほうから寄附の申し入れがありまして、甲佐町の思い、そして、甲佐町が活

力あるふるさとづくりという目的で寄附をされたとっております。

当初は、産業、教育文化、また福祉のリーダー育成とか人材育成ということで、この基金は発足したところがございますが、途中で寄附者のほうから、ちょっと少し目的のニュアンスが違うんじゃないかということの申し出がありまして、平成20年度に条例改正がされて、今日に至っていると思っております。

そういうことで、現在、この人材育成の利用状況というか、そういうことでまず、ここ四、五年の間にどういう利用がされているかを、まずお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** それでは、お答えいたします。

過去5年間での利用件数ということで御説明申し上げます。

これまで過去5年間での基金の利用実績としてはございません。過去の実績としましては、平成13年度から平成18年度にかけて、10件の事業について活用がなされた経緯がございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 過去10件程度の利用がされたということでございます。これにつきましては旧条例の時代に利用があったということで、平成20年の条例改正以降につきましては、まだ利用がなされていないということでございます。

そこで思いますのは、人材育成、貴重な財源をもって、原資をもって、基金が設置されたわけですので、基金者に対してもこれではいけないと思っておりますけれども、途中で農業者、または、新規就農者に対しての貸付事業に変わっております。以前は助成であったと思いますが、そういうことで、この条件で利用者に貸し付けしにくいのか、または、この制度があるということの啓発不足で利用申し込みがなかったのか、事務局ではどうお考えですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 今議員の質問のほうとダブるお答えになるかもしれませんが、少し説明をさせていただきます。

議員が質問されましたとおり、本基金の制度としましては、個人の方からの寄附金を原資として、平成12年6月15日に、甲佐町人材育成基金条例により施行されました。基金の目的としましては、甲佐町の活性化を促進するため、本町の産業、教育文化及び福祉の分野において活躍する指導者の育成を目的に、国内外の先進地において研修等を行う個人、または団体を対象として、個人の場合は最高30万円、団体の場合は参加者1人当たり最高30万円までの補助金として始まった経緯がございます。しかしながら、平成18年に、寄附者からの申し入れもあり、基金の運用につきましては、平成20年から農業者への支援を目的とした甲佐町農業振興の担い手となる人材の育成に要する経費の財源に充てるための基金へと改正し、現在に至っております。このようなことから、御質問の産業従事者への基

金の運用等についてでございますけど、これについては、寄附者の意向を改めて確認することが必要であると考えているところであります。

また、制度の貸し付けから補助制度ということも、ちょっと質問されたかと思えますけど、この件につきましても、説明しましたとおり、今のような寄附者からの経緯がございますもんですから、基金を取り崩して補助金への移行につきましても、寄附者の思いに沿うような形での利用促進を検討していきたいということで考えているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** わかりました。今現在は、貸付制度ということで、うまく利用されていけば原資がなくなるということはないと思います。そういうことで、私が今農業者に限っての貸し付けということじゃなくて、これは先の話なんですけど、寄附者の気持ちもわかって変更せにゃならんということとは分わかっております。

そういうことで、今現在は貸付制度ですので原資の目減りはないと思います。うまいところ返済していけばですね。ところがもし、私が思うのは、農業者ばかりではどうしても利用者がなかった場合は、当初の産業者、それから、教育文化、福祉、その他の方に貸し付けると、または補助するということにするためには、先ほど申し上げましたように、出資されている方の御了解が必要じゃないかと思えますけれども、私は、こういう実情を踏まえて、対象者の拡大はできないかということと、もう一つは、貸付制度が、意欲がないとか何とか言えば語弊がありますけれども、貸し付けじゃなくて補助してもらいたいという方がおられれば補助制度に変えて、そして、補助をしていけば、必ず原資は目減りしていくわけですから、その目減り分を、いろいろ後継者対策として今施策はあっておりますが、この目減り分をその年度の当初予算から補填して、あくまでも1,000万の原資は残すということとはできないかというのが、私の今日の持論なんです。

それも、先ほどから申し上げますように、寄附申出書の了解が得られなければなりません、十分今の現状を踏まえて説明をされて、どうにか利用ができるような、拡大されるようなことはできないかといういうことを申し上げたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 非常に難しいところもあると思えますけれども、まず、基金の残額としてちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

基金は、当初につきましては、1,010万でスタートしたかということで思っております。先ほどの質問にもありましたとおり、現在では、27年6月1日現在でございますけれど、1,021万7,294円ということで、原資を割っているということとはございません。ただ、先ほど利用者の拡大とか、貸し付けではなく補助制度への移行はできないかというなことでございますけど、原資が減っていった場合については、一般財源等からの繰り入れも必要になってきはしないのかという思いもいたします。また、先ほど冒頭にもありましたとおり、担当課の私たちとしては、本事業の周知をまず最優先として、農業者に特化するわけではないんですけども、目的に合った利用者が増えていけば寄附者の意向にも沿えるんじゃない

いかということで、まずは利用促進を図っていく努力をするということで、担当課としては考えているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** そういうことで、今の現行制度で利用者があれば、これは万々歳と私は思っております。しかし、5年、10年と利用者がなかった場合は、この人材育成は意味をなさなくなると思います。当然、申し出者に対しても、不本意なことになるかと思えますし、このことにつきましては、寄附申し出者に対して、今後、貸し付けなら貸付制度でいいですから、対象者の拡大も含めて交渉されて、利用がなされるよう取り計らってもらいたいと思います。行政ばかりで寄附者に申し出るといけませんので、町民の声として、そういうことがあっておりますということで話されてはどうでしょうか。町長、どう思いますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 人材育成基金についての考え方ということで御質問をいただいております。

この基金の設立の経緯につきましては、先ほど担当課長のほうから説明したとおりでありますけれども、当時、寄附金の原資については、東京甲佐会が発足した当時の初代会長の伊藤一男さん、それと、斉藤様からの御厚意により、基金として運用開始したというふうに記憶しております。

平成12年にこの制度ができて、以来本町の産業教育、福祉の分野で、多方面での利用を行ってきた経緯はございますけれども、ただ、その中において、使途に係る全ての事業が、寄附者の意図される、あるいは目的に沿ったものであったかどうかについては、少々疑問に思う事業もあったことは事実であります。これはもう私も、この件については、議会におりますときに自分のほうから指摘をした経緯もございますので、よく覚えております。

それと、話をする中で、東京甲佐会の寄附者の方々の考えにおいては、基金の原資は基金として残していただいて、当初の考えは果実運用を図ってほしいというなことを言っておったというお話も私は個人として聞いております。

そういった背景の中で、寄附者の考え方を尊重して、それ以後については、本町の主産業であります農業の振興に役立てるため、20年以降については、先ほどからお話にありますとおり、農業技術の習得や研修などへの支援を行う財源としての活用を求めたところがあります。

ただ、議員御指摘のとおり、ここ近年、過去5年間においても利用者がいらっしやらないという状況でもありますので、この基金の活用といったことを考えたときには、ちょっと考えてみる必要もある時期に来ていないかなという思いもいたしております。

例年、東京甲佐会のほうには、総会に出席をさせていただいておりますし、そのほかにも、上京する機会もございますので、東京甲佐会の会長さんを初め役員の方々に対しても、現在の状況、利用状況、それから、ただいま質問いただいております議会の皆さん方から



の御意見もありますよということも含めながら、基金運用のあり方について、町としての考え方も、これは丁寧に御説明もしなくてはなりません。そういったことをちゃんとやりながら、寄附者と意思の一致点を探りながら、いい方向に向かえればいいなという思いでおりますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** ありがとうございます。とにかく私が質問したいのは、利用されない基金がいつまでもあっては困るということで、どうにか利用拡大ができないかということの趣旨で質問をいたしました。寄附者ともよく相談されて、利用が拡大できるようお願いしまして、この質問は終わります。

次に、2、河川管理についてですが、現在、甲佐町に準用河川や普通河川が何十本かあると思います。そういうことで、町道につきましては、いろいろ草刈りから巡回して損壊箇所等につきましては、十分行き届いておると思いますけれども、道路のように、河川の管理につきましては、除草、伐開等も含めまして、なかなか難しい管理の仕方に迫られていると思っております。

そういうことでですが、現在、河川の管理については、どう町としては対応されているか、お聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、現在の河川管理についてお答えいたしたいと思っております。

現在、甲佐町で管理をしている河川は、河川法を準用する準用河川が5本、普通河川が25本で、合計30本の河川を管理しております。これまでの河川管理といたしましては、土砂が堆積して河川の流れを阻害している箇所を重機借り上げ、または工事による浚渫工事を行っております。それと、葦等の雑草が茂り、河川の流れを阻害するような箇所も、あわせて伐採を行っております。

そういった浚渫や伐採をする箇所といたしましても、毎年全ての河川を浚渫することはできませんので、行政区等からの要望や、私たちパトロールで調査しまして河川の状況を見て、土砂の堆積がひどく、被害を及ぼすおそれのある箇所から順次行っているような次第でございます。

また、国や県が管理する緑川や竜野川についても、町からの要望で、浚渫や伐採を、毎年要望が多くなっており、対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** わかりました。河川の管理については、草刈りとか木の伐採とか、なかなか難しいところがあると思います。ただ、河川によっては、なかなか地元の協働のまちづくりの一環として、その近くの方が草刈りとかなんかはやっておられますけれども、なかなか高齢化もしますし、農業者の不足もございまして、なかなか維持管理もで

きなくなっております。

例えば、私が今日は、ある河川を出して言うのは失礼と思えますけれども、私のほうの近くの中洲川がございます。この中洲川につきましては、災害関連工事で、昭和六十二、三年ごろから改修が始まりまして、松ヶ崎からからずっと、早川の地内まで河川改修が行われた経緯がございます。そういうことで、災害関連でございますので、あの川については、右岸左岸の堤防がございます。その右岸左岸の堤防につきましては、結局、外堤、内堤、それから道路面につきましても、草がいっぱい生えます。

そういうことで、今現在は、隣の農地の地権者の方が、その隣接する外堤、内堤、道路面の草刈りをしております。ところが、あの地形上の水田の長さが50メートルぐらいありますので、その三方を切るためには、物すごい努力が要ります。そして、石ころがいっぱいありますので、草刈機で切っても、なかなかうまくいけません。しかし、現在は、協働のまちづくりも推進しているので、今のところは、自分たちでできることは自分たちでやりましょうということで話はしておりますが、隣接者の地権者は、毎回、四、五回は草を切らんと、もういっぱいになります。

そういうことで、今のところは自分たちでされておりますが、先日は、中洲川の河川の河床に生えております葦の木ですかね、それを部落総出で、川の中に入って切りました。そのときは、建設課のほうから重機を借り上げていただきまして、大変ありがたかったんですが、それは、切っていきました。

御存知のように、妙見谷川の合流地点がございますが、あそこから下流については、御船町が浚渫及びその管理はするということで、恐らく町のほうにも、北早川も糸田にも、一筆念書が入っておると思えますけれども、御船町に言っても、なかなか葦の浚渫もままならんところが多いということでございます。

部落から言うところとちょっとありますので、今後は、町のほうから、当局から、御船町のほうに申し入れをお願いしていただきたいのが一つと、次の2番目の、近づく雨期に備えてということで、一緒に質問させていただきますが、その後に、松ヶ崎に至る第2号、日出来橋の下流なんですけど、そのこの現地を見ていただきますと、右岸につきましては、松ヶ崎妙見谷線の法面の樹木、もう木が大分太っております。その木、枝、竹が、その河川の川面にもう生い茂っております。ということは、先日の6月11日につきましても大雨がございましたが、どうにかそのときはよかったんですが、垂れ下がって流域断面を侵しております。

そういうことで、今後は、河川管理につきましては、地元でできることは地元でやりますので、できないところは行政のほうでやっていただくようお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時32分

再開 午後3時33分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 中洲川の管理については、本郷議員おっしゃられたとおり、今回は、糸田区のほうで葦の伐採をされるということで、役場のほうからは、今回は重機借り上げのお手伝いをさせていただきましたけれども、通常は、中洲川の浚渫の維持管理については、町のほうで2年おきぐらいに行っているところでございました。今後は、地元とも十分協議をしながら、管理道もありますし、維持管理については協議を行いながら進めていきたいと思っております。

それと、御船町が、中洲川の下流については協定書を結んで、維持管理をするのではないかとということで御質問ですけれども、御船町との協定書で、美建工業さんより下流側を御船町と協定を結んでおります。御船町さんのほうに、先日、浚渫の依頼をしたところでございます。御船町のほうも、今回、暫定予算だったということで、6月に予算をとって対応するという約束をとっております。

それと、日出来橋の下流の右岸の雑草の伐開については、葉っぱが生い茂りますと河川にも悪影響を及ぼしますので、状況を見て、うちで管理すべきところはちゃんと河川管理者として管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 9番、本郷議員。

○9番（本郷昭直君） よろしくお願ひします。何もかにも町村河川管理ということで頼むのではございません。今までどおり、隣接の農地の方が草切りについては草を切っていけますので、そういうことは、今日また区長さんとも話されて、協働のまちづくりの趣旨理解ということも含めて、村もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ただ、今言う御船町地内と、日出来第2号橋間については、とても部落には手に負えないような現状なんですよ。ですから、それにつきましてはよろしくお願ひいたしまして、この2番目の雨期に近づくということは、これで質問は終わりたいと思っております。以上をもちまして、河川管理については、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、次の3番目の農作物の産地化についてということでございますが、農作物のブランド化とか何かについては、以前からこの議会の場で、今まで話が出てきたことでございます。農産物のブランド化というのは、あくまでも特殊な作物をつくれということじゃないと思っております。ある程度ブランド化するためには、産地化して、甲佐町なら甲佐町にある品物が面積的に拡大されて、その農産物をどこか、JAさんならJAさんを通じて、市場に売りさばいて、出荷先が確立されて、初めて農業の方は意欲を持って農作物をつくらうと思っております。販売先もわからんままただらつくるばかりじゃ、やはり農業の方も意欲がないと思っております。

ですから、この産地化については、やはりJAさん、行政、それから、県の普及振興課、

それから農協の部会等も、畜産とか果物を含めて部会は50ぐらいあると思いますが、その部会の方も一緒に含めて協議しなければ、農業の方ばかりではとてもこれはできないと思っております。

今言う「こうさんもん」のブランド認定が9品目ということで、先ほどお話がございました。そのほうは何か進んでおりますが、今のところは、甲佐町では、ニラとスイートコーンぐらいかなと思っております。昔は、電照菊とか、船津のほうの花木とか、いろいろメロンもありました。春秋のメロンもありましたけども、秋のはメロンが収穫するころ台風が来て全滅ということで、メロンも少なくなりました。現在は、ニラとスイートコーンがある程度の作物ということでございますので、産地化、ブランド化、それはわかりませんが、そういうことについて、今までこの問題が出ておりましたが、農協さんとか、農業団体と話されたことがあるのか、もし話されたら、どういう結果だったか、お知らせ願いたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** それでは、農産物の産地化ということでお答えしたいと思います。

今申されますとおり、JAさんや町とか県の取り組みについてでございますけれども、当然、JAさんともお話は町はしております。県のほうとも会議の中で、そういった話にはなっておりますので、中身について少し御説明を申し上げます。

まず、産地化の取り組みといたしまして、本町の農作物の出荷額の上位を占めますニラ、スイートコーンにつきましては、JA上益城を中心として販売促進に取り組んでいるところでございます。中でも、ニラにつきましては、「スタミナニラ」のブランド名で、県内を初め、福岡市場へ出荷をされているところです。

生産量につきましては、上益城農協の第一営農センター管内ですけれども、ここは、甲佐、御船、嘉島ということで捉えていただきたいと思います。その第1営農センター内ですけれども、栽培農家が50軒、作付面積が10ヘクタール、数量にしましては272トンを生産されております。甲佐町について申しますと、甲佐町は234トンで、農家としては、甲佐町は41戸で、金額が1億283万8,000円ということになっております。

それと次はスイートコーンについてでございますけれども、栽培農家が60軒、作付面積18ヘクタールにおいて、243トンを生産しております。スイートコーンにつきましては、最初はハウス出荷から始まって、露地栽培まで順次出荷をされとるということでございます。甲佐町についての出荷数量ですけれども、200トンで、6,860万8,000円という金額が出ております。

その他としましては、イチゴについて、栽培農家20軒、作付面積は4.5ヘクタールでございますけど、「さがほのか」と「ひのしずく」、122トンを出荷しているところでございます。甲佐町においても、28トンで、2,814万6,000円という金額が上がっているところでございます。

それと、続けていきますけれども、ニラの振興対策ということで、甲佐町は商工会が事

業主体となって、全国展開支援事業に平成25年度より取り組まれました。これは、ニラを主役のまちづくりというのをテーマとして、ニラ街道のマップづくりに取り組まれました。また、甲佐のニラのブランド化の一環として、専門の研究機関によるニラの栄養分析も行っております。甲佐産ニラは、一般的なニラに比べて、ビタミンCの値が1.5倍もあるということがわかっております。これにつきましては、土壌や育成方法の違いによるものと考えられるという結果でございますけれども、今回の検査結果で、生活習慣病の予防に効果のあるポリフェノールも含んでいることもわかったということで、商品の差別化につながると期待しているところでございます。

今のがJAさんと商工会さんの取り組みということでございますけど、町としては、先ほど中村議員さんのときにもちょっとお話をしましたけど、「こうさんもん」の認定制度ということで、特に、ニラについてが4品目が認定されたということで、そのブランド名を生かして、甲佐町の特産品のPRにつなげていきたいと考えているところでございます。

それと、最後になりますけど、県のほうとの連携した取り組みということで、上益城地域振興局と一緒に、上益城地域農業振興協議会という協議会がございます。この協議会の中で、特に上益城の農業についてでございますけど、普及指導計画における品目別取り組みということで、平坦地の土地利用型作物の生産安定と品質の向上の対策ということで、1番目に、まず、先ほど米の話が出ましたけれども、森のくまさんの品質向上ということで、栽培地域としては、嘉島、甲佐、御船において550ヘクタールに作付が行われております。特に、上益城は森のくまさんの県内一の産地であり、全国食味ランキングの特Aランクと、あわせて、熊本県の推奨うまい米基準最高ランクのSランクの出荷を行う唯一の地域であることから、JA上益城を中心として、この高品質な森のくまさんの生産量の増加を図るということになっております。

もう一つ、今度は小麦についてちょっとお話をしますけれども、小麦については、栽培品種としましてはミナミノカオリで、栽培地域としては、嘉島、甲佐、御船町、益城町が中心になって作付をしております。ミナミノカオリは、需要のあるパンや中華めん用として利用が増加傾向にあることから、作付面積の拡大と高品質な麦生産を図り、現状の1等Aランクを維持する対策を実践することとしておるところです。

長くなりましたけど、以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** ありがとうございます。先ほど申しましたように、産地化ということで、新しい作物をどうのこうのということではなくて、既存の作物の規模拡大とか、それによって出荷体制の強化とか、次の2番、3番も含めて言いますが、出荷体制の強化とか、それに対して農産物が安い場合は6次化とか、それから保存をするための6次化とか、いろいろ付加価値を高めるための6次化も必要じゃないかと思っております。

そういうことで、今産地化をせえというのは、なかなか農業従事者も少ないし、高齢化もしておりますし、後継者も少ないというところでございます。したがって、結局法人化の営農組合が出てきたと思います。そういうことで、組合組織の中で、昨日現在で、

甲佐町で六つの法人化がされたと聞いております。そういうことで、農業者個々でなくて、今、営農組合を主体とした農業振興を図っていくなら私は思っております。そのためには、行政、農業団体、農業者の組合のほうも、自分のものとして真剣に考えないと産地化はできないと思っております。

極端なことを言いますと、大根なら大根でよかったですよ。甲佐町で100ヘクタール、その出荷体制がぴしゃっとあって、市場も確保されていると。安かときは、加工しようじゃないかと。そういうような極端な話で、なかなかそれはうまいこといかどうか、それはわかりませんが、そういうことも真剣に考えて、農業の振興と6次化は考えていかなければならないと思っております。

そういうことで、この問題につきましては、問題提起して、いつか農業者を含めての部会でも結構です。農協にはいろいろありますからね、部会も。そういうものを一遍、打ち合わせなどを行って、それと農事組合法人の組合長さんを交えて、今後の農業で、甲佐町はどういう作物でしていくかという話し合いも、うまいこといかないかもしれませんが、そういう機会を持つことも必要じゃないかと思えます。現状のまま黙って見ているよりも、1回そういう会合を持って、甲佐町の農業の振興を図っていただくならと思っております。

それについては答弁は要りませんが、そういうことで、私もちょっと単刀直入に申し上げて申しわけございませんが、私の質問はこれで終わります。ご検討をお願いしておきます。よろしくお願ひします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、9番、本郷昭宣議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

---

## 日程第2 議員派遣について

**○議長（緒方哲哉君）** 引き続き、日程第2「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することとしたいと思えます。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣について」は、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

---

## 日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第3「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第4「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については、一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会から、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月12日から本日までの4日間にわたり、御提案いたしました諮問案件、同意案件、条例案件、平成27年度一般会計補正予算などの案件につきまして精力的に御審議いただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり御同慶に存するものであります。

ここに御議決をいただきました平成27年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができるとともに、御指摘いただきましたことを踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいりますのでございます。

また、今年も梅雨入りとなり、これからが本格的な大雨の季節となりますので、災害に対しては万全の体制をもって対処していく所存でございます。

今後とも、町政発展のため、特段の御協力と御指導をいただきますよう、心からお願い

申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** 本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12日に開会、本日15日までの4日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに、まことに御同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位の御努力に対し深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始精力的な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後とも、町民の負託と御期待に応えるべく、さらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます折から、皆様には切に御自愛いただきますようお願い申し上げます。平成27年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

閉会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員



甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 7 年 第 2 回 定 例 会

平 成 2 7 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉  
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 岡 本 幹 春  
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー T e l . ( 0 9 2 ) 4 7 5 - 1 3 6 1

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内719-4  
電話 (096) 234-1198